

令和2年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年6月9日 午前9時宣告

開 議 令和2年6月9日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和2年 6月 9日 午前9時開議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 常任委員会審査報告
産業厚生常任委員会

議長（岡村統正君）

ただ今の出席議員数は14人です。

定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を行います。

1番、橋元陽一君の発言を許します。

1番（橋元陽一君）

昨日に続きましてコロナ問題を中心にした質問を通告に従いまして行います。昨日もさまざまな視点からコロナ感染防止対策等について質問がありました。重なる点があるかと思えますけれども、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

この間の新型コロナウイルス感染に対する医療現場や自治体の対応、その対応を多くの国民が受け入れ、協力し合えたことで、国内の医療崩壊は免れて5月25日に非常事態宣言が解除されました。しかし、予断を許さない状況が続いています。

心臓疾患や糖尿病など特定の疾患を持つ方が感染すると、容態が急変、重篤化し、人工呼吸器による救命措置などが不可欠となっています。しかし、現時点での感染防止対策は3密を避けるなどの物理的手段のレベルであり、ワクチン開発など医科学的な対策は、世界各国で研究開発の途上にあり、一日も早いワクチンの開発普及がのぞまれているところであります。60%の人々に免疫力がつけば終息するとも言われていますが、特に無症状感染者が多くを占める感染症であることから、だれもが感染者になる可能性が高いこと、また人に感染させる可能性が高いことを自覚しないとイケない状況にあります。そのことを意識して生活を切り替えていかねばなりません。私自身、生活を切り替えるのに四苦八苦する毎日であります。

これまでの日常生活のあり方を問い直さなければならないと、いろいろ考えて過ごしていますが、先日、小学校の校長先生から、子供たちが本来もっているたくましさを感じることができるよう、とてもいい話を聞きました。昨年度不登校になっていた子供のことで、今回臨時休校になったことで、近所の友達と遊ぶときが増えて、一緒に過ごす時間ができてきたようです。この間、親同士でも連絡を取り合い、子供たち同士で時々学校まで遊びにいくようにしていたら、学校が再開すると、通い始めるようになったとのことで

した。「コロナ効果ですね」と大変喜んでおられました。また多くの子供たちが「学校に来たくてたまらなくなっていた」と話されていました。こうした子供たちの姿は、学校が突然、2カ月近く休校になったことで、子供たちにとっての学校のあり方、子供たち同士のつながり方、保護者同士のつながり方、学校と家、地域とのつながり方などをあらためて捉えなおす機会になっている事象だと思います。私は子供の環境変化への適用力は、大人より高いものがあると思っています。子供たちも突然の生活の変化に必死に対応していこうとしていると思います。コロナ感染でパンデミックとなった事態を踏まえて、私たち大人が新たにどのような社会環境をつくり出していくのか、問われているときであります。

行政の専門家集団としての職員の皆さんがそれぞれの立場から、町民へ積極的に働きかけて理解を求めながら、感染防止や支援対策をすすめていただきますよう、まず、要望したいと思います。

それでは、これから質問に入っていきたいと思います。

まず保育園現場の対応についてであります。この間、最も濃密な状況におかれてきた現場の一つでもあります。町内の公立2園、私立5園の保育園に対して、町としてどのような対応、措置を求めたのか。公立と私立とで共通すること、異なることにわけて説明をしていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。橋元議員の質問にお答えをさせていただきます。保育園現場への対応要請ということですが、この保育現場への連絡というか通知ということに関しましては厚生労働省から事務連絡という形での通知がっております。基本的には役場の担当のほうを受けて文書で渡したり、会合の中で話をしたりということが基本になっております。その中で国の緊急事態宣言が発令をされて事務連絡の中にも緊急事態宣言が発令された場合、その区域にある保育所については登園自粛等の措置をとるようという事務連絡がございます。そういったことを受けて佐川町の保育所についても国の緊急事態宣言の間、期間中は自粛要請をおこなったところでございます。その対応に際しまして4月17日に園長会をおこなっております。国の緊急事態宣言を受けてその事務連絡をお渡しするとともに園長の皆さまに対しましては一つとしては登園自粛については、この間の高知県内の感染状況を踏まえて強制ではなくて、協力可能

な範囲での自粛要請ということで対応を保護者にはお願いをするということを園長の皆さんにもお願いしております。

それから民間の保育所に対してであります、登園自粛要請を行う期間、行った期間については登園する園児が減少して保育の体制がかわったとしても、それにかかる運営費については、減額をせずに通常どおり支給をするということで対応しています。それから保育料、副食費、材料費ですね、これを負担いただいている保護者の方について登園自粛期間については欠席した日を日割りで計算して保育料副食費については還付または翌月の保育料等に充当するということでこれは減免措置ということで対応するということをお伝えしました。そして一般的な感染防止対策を含めて園児の皆様には保護者への登園前の検温、それから保育所においての検温、これを徹底協力、保護者に対しても協力をする、それから園内の中での手洗い励行それからアルコール消毒等の感染防止対策を徹底してくださいということをお伝えしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

厚労省の通達にしたがいまして登園自粛をしながら、この間、公立私立ともに保育園が運営されたことは理解できたと思います。こうした登園自粛に対しまして、強制でなくて協力可能な自粛という形になりましたけれども、これに対して登園自粛の措置が延期されたと思いますけれども、最初の5月6日まで、それからその後の5月末まで、この保護者の皆さん方の対応協力に何か変化があったのかどうか。また把握されておたらどれくらいの保護者の皆さんの協力要請があったのか実質的なことがわかったら教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。登園自粛要請に対しまして保護者の方からは1回目の期間それから連休明けての期間、1回延長させていただきましたけれども、各園に問い合わせをさせていただきましたところ、おおむね保護者の皆様積極的にご協力いただいて、登園自粛要請が困るとか対応がなかなか難しい、そういった声がこちらの健康福祉課としてはないという報告を受けております。で、この期間4月17日から最終的に5月15日まで、連休を挟みますけれども。登園自粛要請を行っております。全7園の園児の数ですが405名おいでますが、そのうち1日でも登園を自粛されたという園児は370名という

ことで、それぞれ保護者の方のご都合にあわせて、この日はまあ自粛できますよということでその日その日でスケジュールを出していただくようにしておりましたので、それぞれ対応していただいた日は違うと思いますけれども全体で 370 名の方にご協力いただいたということでございます。

1 番（橋元陽一君）

保育園からの要請に対しまして保護者の方々の全面的な協力もあったこともうかがえると思います。しかし保育園でも必死に対応されながらも、小学生、中学生も休んでおられますので、保護者が仕事でやむを得ず家で不在となり、兄弟だけで家で過ごすような状況がおこったのではないかとということも、少し想定されるんですけどもこの間、子供たちの保育に影響を及ぼすような事態がおきてなかったかどうか、把握されていることがありましたら説明いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康福祉課のほうではそういった子供の孤立と言いますか、そういったことがあったということは把握しておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう事態がなかったということが何よりのことだと思います。今回の町の対応措置のほかに保育現場のほうから町に何かこうしてほしいああしてほしいという要望がなかったでしょうか。あれば説明をいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。保育園の現場のほうからはやはり感染防止対策にかかる対応について、これは日々刻々状況かわりますけれども、マスク、アルコールハンドソープの備品備蓄、そういった要望があがってきておりました。これについては国の補助金、活用した今回補正予算であげさせていただいていますが、1 園あたり 50 万円の上限で感染防止対策費用これについて予算計上させていただいております。それからチーム佐川支え合い基金の 3 密を防ぐ協力事業所として保育所も、それも活用していただければということでお伝えさせていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら保育園からの要望に対しまして必要な一定の予算を組ま

れているということですが、何かその予算を使って保育園のほうで備品とか検討されていることがあればご説明いただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。国の事業についてはこれから申請ということになりますが、話をさせていただく中では例えば乳児の部屋の空気清浄機であるとか、そういったものがほしいなという園側の話があっておりますけれども、実際にこれからとりまとめをさせていただくという段階です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひそうした保育園の要望にも答えていただきたいと思います。今後、保育園でコロナ感染症が発生した場合、どのような対応をされるのかマニュアル化されたものがあれば、概略の説明を求めます。今年1月末、A型B型インフルエンザが斗賀野中央保育園、永野保育園で同時に発生し、斗賀野小学校の低学年まで波及いたしました。斗賀野保育園では子供の発熱状況そしてまた、子供が登園をできるようになった後も、2週間ほど毎日のように検温したりして保健所に報告しなければならぬ対応におわれたというふうに聞いて本当に保育現場はこういう状況の中大変だと思いますけれども、コロナ感染者に対して現在マニュアル化されたものがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この保育所等において子供等感染が発生した場合の対応について、ということにつきましてはこれは厚生労働省から令和2年2月25日付けで事務連絡という形で通知がっております。それについては基本的に子供さんが感染した場合の、臨時休園の対応であるとか、あるいは子供さんが濃厚接触者に特定された場合の対応であるとか、いうところで職員における感染対策というところで基本的な対処方針といいますが、通達事務連絡であります。個別に保育所のほうで発生した場合については県の保健所と連絡を取り、民間の場合は佐川町と連絡を取り合って個別に対応をしていくということになって現時点で細かいマニュアルはないということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

第2波に向けまして厚労省からの通知等を含めて基本的な対応に

については現場のほうにも周知されていると思います。保育現場だけではないですが、いつ感染者が出るのか、そのときどう対応するのか、最も不安を持たれている点ではないかというふうに思います。そのことにつきまして、ある園長の方から課長が園長会で携帯番号を伝えて「いつでも、何かのときには直接連絡をしてほしい」と言われた。この一言に、この対応姿勢にとっても安心したとのこと。この度の町内7つの保育現場で大変苦慮されてきている中で、こうした課長の対応というのは非常に大事なことだということをあらためて痛感しているところでございます。第2波が起きた時に、この間の7つの保育園の対応がいかしていけるような教訓や課題などまとめていただきあらためて保育所や保護者にも丁寧に伝えていただきますよう重ねてお願いを申しまして保育現場にかかわっての質問は終わります。

続きまして小中学校現場の対応についてであります。同じように町内小中学校に対しまして町としてどのような対応、措置を求められたのか。小学校、中学校で対応の違いがあれば違いを含めて説明をいただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

橋元議員からの小中学校への対応についての質問にお答えいたします。コロナウィルス感染症拡大が喫緊の問題となりました2月末から本町では児童生徒への感染防止のため5回にわたり、臨時の校長会を開催など、学校現場と緊密に連絡しながら、その都度対応してまいりました。この間、国全体の動向、県教委からの依頼、周辺市町村の動向を勘案し、感染拡大を防ぐ観点から3月4日から3月24日までと4月14日から5月10日まで2回にわたり臨時休校をいたしました。臨時の校長会では学校における感染防止の対策、休業中の児童生徒の居場所づくりや家庭訪問など指導支援に関すること。授業時数の確保、卒業式入学式を含め、行事のあり方、部活動、教職員の研修など、感染予防を第一としながら、教育活動を停滞させないため、さまざまな可能性を考え協議し、実行してまいりました。小学校と中学校で対応の異なるものは小学校での児童の居場所づくりと、中学校での部活動での対応で異なる内容はございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

3月から5月にわたりまして、2回の休業措置等で対応されてき

たと。小中学校で大きな違いはないのかと思いますけれども。町内の小中学校からの町の対応措置に対しまして他に要望等が出てきたことはないのかどうか、あればご紹介いただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

はい、お答えさせていただきます。感染防止のためのマスクや消毒液の供給の要望が出ました。これは調達し、配布をしたところでございます。他に家庭学習ということもあってタブレットが早くほしいなあというような教職員の声も聞いております。他に格別の要望はありませんでした。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

現場の声にも対応されているということですが、町内の小中学校で子供の感染症が発生した場合、どのように対応していくのか、現行の学校保健安全法にかかわりまして、何かマニュアル化されたものがあるのかないのか、あれば説明をいただきたい。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

小中学校で子供の感染症が発生した場合の対応についてのご質問にお答えします。

文部科学省からは5月22日付けで学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものが出されております。これによりますと保健所による感染者の感染履歴や濃厚接触者の特定についてこれに協力をすると。それから感染症や濃厚接触者等の出席停止、構内の消毒とこういったことが示されています。各校ではこのマニュアルに基づき各校で危機管理マニュアルをつかっておりましてこれにそって対応しております。具体的に発生しなかったのに対応する必要がなかったんですけれども。具体的には保健所、保護者から患者発生の報告があります。構内で対策チームを招集します。必要に応じて教育委員会に人的な物的な支援の要請があります。次にプライバシーの保護に配慮しながら、情報を伝達します。児童生徒を帰宅させ、臨時休校を実施し、消毒を実施してそのうち家庭訪問などで児童生徒の指導支援という流れになっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

町内小中学校で子供たちにコロナ感染症が発生した場合にも基本的なマニュアルが一定含まれていて対応が可能だというふうに捉えることができるのかなと思います。小中学校におきましては3月か

ら5月にかけてまして、春休みを挟んであるいは年度をまたいで長期にわたる休業措置におきまして、例年行っていた行事の縮小とか、授業カットとかをせざるを得ない状況が生まれたと思っております。こうしたことで子供たちに負担がかかることがないように学齢期に対応した最大限の手立てが求められているのではないかと思います。単純に授業時数の確保を優先するような対応では済まされない。また高校入試などへの対応を考えると一つの自治体では解決できない課題もあります。また全国一斉の突然の休業措置の要請に対しまして、独自に判断して休業措置を行わなかった自治体も全国ではいくつか出てきております。この突然の休業措置の要請が法的根拠のない要請だったことも指摘されています。この度の休業措置にかかわりまして小中学校の現場では大変苦勞をされてきたというふうに思っています。今回の事態を踏まえまして、こうした子供たちの学びをめぐりまして教育課程をかえる対応措置などを検討されているかどうか、またそのことについて、県や国から何か通知や指示文書が来ているか説明をお願いしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

教育課程についてのご質問にお答えします。文部科学省から5月15日付けで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の実施における学びの保障の方向性について、という通知が出ております。そこでは感染症対策を徹底しながらICT環境の整備も含めて柔軟な対応が可能となるよう準備しておくとともに、指導方法の見直しなど、可能な限り工夫をして子供たちの学びを保障するとあります。さらに年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合の対応として、本年度指導を計画している内容について、学年内に指導が終えられるよう努めてもなお、指導を終えることが困難な場合、次学年さらにその次の学年に移して教育課程を編成すると記されております。

本町では臨時休校で生じた15日分の欠時、抜けた時間を欠時と言います。これを夏休みを13日短縮し、行事を精選簡素化することで補い、今年度の教育課程を今年度中に終了できるようにいたします。もちろん議員のお言葉のとおり、とにかく教科書を済ませるために、ということであると、実質身についてないということも出てきますので、佐川未来学で学びを転換している時でもありますので、そのあたりは学校のほうによくよくお願いをしたいと思っています。

ただし、今のところこういった欠時を補うことで教育課程は修了する見込みですけれども、今後感染症の状況がより厳しくなった場合どうするか。これは夏期休業を一層短縮せざるを得なくなるかなと。それから冬期休業も短縮かなと、行事を一層精選する検討をするということになります。さらに見通しが厳しくなった場合、指導内容を次学年に一部移す検討も必要になるかと考えております。そのようになりたくはないとは思っているところです。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

昨日坂本議員の質問にもありましたけれども、子供たちの学びにとって学校教育の役割というものは大変重要な役割を担っているかと思えます。ただ単に知識の伝授ではなくて子供たち自身が、学力をどう育んでいくか、それを最優先して現場では対応できるように教育委員会からの支援をお願いしていただきたいと思えます。

現場のほうではこの第2波が予測されている中で第1波の時のような突然の休業措置はなんとしても避けてほしいという声を聞いております。今回の事態を受けて、突然9月入学が取り沙汰されるような動きも出てきております。9月入学の転換のあり方については、随分と前からさまざまな分野で議論をされてきているところであり、こういう事態の中で学校現場を再び混乱させてはいけないというふうに捉えております。今回の学校現場での感染防止の対策は総括をされて、第2波が予測される段階で、学校現場には事前に周知する手立てがきちんとかうじられますよう重ねてお願いしておきたいと思えます。

今後学校現場から出てきたさまざまな意見も踏まえて県教委に何か要請していくような事項はないのかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

県教委への要請についてのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり今回の対応はそれぞれ緊急なうえに前例がなく、各校に随分負担がかかったものと考えております。事前周知ということもありますが、校長会で今回の対応の経過を振り返りましてこれからの対応にいかすものを検討し、県教委に要望する必要がある内容はしかるべき方法で要請しようと考えております。具体的には昨日の松浦議員からのご指摘もありましたように、教育ネットの利便性の問題

もあります。これは去年度から実は強く要請しておるんですが、この件とか。それから今後スケジュールがタイトになった場合には、高校入試をどうするのかということも課題になってくるかと思えます。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ校長会等で対応されてまとめられた意見、県に対しても国に対してもぜひ声をあげて学校現場が混乱しない対応を求めていると思います。

次に町民への対応についてお伺いしてまいります。広報 5 月号に折り込まれた新型コロナウイルスに関するお問い合わせのチラシで健康相談、生活支援、事業者支援それぞれについてのお問い合わせ件数がどれくらいあったのか。時間の流れとともに、相談内容も変化してきたと思いますが、それぞれ特徴的な事案も含めて 3 つの分野にわたって説明を求めます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この新型コロナウイルスに関するお問い合わせということで、チラシを作成して住民の皆様に配布しておりますが、その中で健康相談に関しましての相談窓口としましては、これは県下全体の相談体制としてとっておりまして、発熱、咳などの体の健康予防、医療機関の受診に関する相談があった場合には県が設置している新型コロナウイルス相談センターへお問い合わせいただくと。それから新型コロナウイルスに対してのその他の相談については、同じく県が設置しております新型コロナウイルス問い合わせ窓口ということにつなぐということで、そちらのお問い合わせを記載させていただいております。

そういったこともありまして、このお問い合わせということのチラシを見て、健康福祉課まちのほうに健康相談に関するお問い合わせということがあったということはないということです。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 36 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

橋元議員のご質問にお答えします。チラシを見て住民の方からチーム佐川推進課のほうにお問い合わせがあったということはありません。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

橋元議員のご質問にお答えします。産業振興課のほうで事業者向けの支援などを行っておりますけれども、6月広報等のチラシ等につきましてはそれ以降、それ以前もあった5月中1日あたり約15件程度のお問い合わせだったんですけれども、広報配布以降、約20件程度少し増えている状態で先週の間はそういった形で少し増えている状態になっております。

佐川町としての支援策が発表される前につきましては、国のほうの持続化給付金でありますとか、県の休業要請についてのお問い合わせが数件ございまして、国県のほうで示されている内容についてはご説明させていただいておりました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

混乱する中で広報に折り込まれたチラシを見て、役場のほうにそういう問い合わせが特に事業者を中心とした問い合わせがあったというふうに捉えていいんじゃないかと思います。それではこういう町のチラシ等の対応とかかわりながら3つのテーマについて質問をさせていただきたいと思います。

まず健康相談についてであります。特に健康相談については問い合わせはなかったということでもありますけれども、チラシを見てじゃなくて例えば高北病院とか、いろいろ県への対応のお願いとかをあわせて2次感染に向けて町として対応されたことで今後いかすことができるような課題というものがあったのかなかったのかあればその事例をかまわない範囲でご説明いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。このチラシを見てご相談ということはなかった訳なんですけれども、町といたしましてもさまざまな場面で例えば町の広報に健康の感染予防対策とだとかそういったことをお知らせしたり、あるいは高齢者の方についてはあったかふれあいセンターこれは集いも中止の期間もありましたけれども、お便り等であっ

たかふれあいセンター発の文書として健康に気をつけることについてのお知らせ文書を流したり、あるいはスタッフのほうで電話をかけたり訪問をする中で相談を受けたりということはありません。そういった対応をさせていただいておりますし、この健康相談に関しての町民の皆さんへのお知らせというところにつきましては第一波を踏まえまして県のほうは、県民向けに健康に対して気をつけていただくということをとりとめをするというふうな情報も聞いております。それを何らかの形で住民の皆さんにお知らせをする時には役場としてそういったフォロー体制を住民の皆さんにお知らせをし、しっかりしていくということをとっていきたいと思います。

1 番（橋元陽一君）

町内に設置されたあったかふれあいセンターと町が協力し合って町民の皆さんに必要な情報を提供するという状況が生まれてきているのかなというふうに思います。ぜひ町民の皆さんにそういった声がしっかり届くようにお願いしたいというふうに思います。

高北病院での対応も大変だったのではないかと思います。5月25日で非常事態宣言が解除されていますけれども、発熱外来の設置等も含めてこれまで高北病院として、どのように対応されてきたのか、あるいは患者さんが搬入されたケースがあるのかないのか、搬入された場合にはどのように対応するのか。高北病院としてのマニュアル化されたものがあれば説明をいただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。橋元議員の高北病院で実施してきた対応についてお答えさせていただきます。県の新型コロナウイルス相談センターに問い合わせをされた方、県の中央福祉保健所において診察が必要な方、いう方はそちらのほうから高北病院へ紹介されます。そして高北病院では基本的に平日の午後3時から午後5時に設置した帰国者接触者外来で診察さらには検査ということを行ってまいりました。また感染者の濃厚接触者は県が調査して決定されますが、その濃厚接触者について、県中央西福祉保健所から高北病院にPCR検査の実施要請があった場合、高北病院の救急玄関前でドライブスルー方式でPCR検査を行ってまいりました。

さらに院内感染の防止策としまして高北病院玄関横にテントを用意し発熱外来診察室を設置してまいりました。これは事前に高北病院へ問い合わせいただいた方をはじめ来院者全員の体温測定、並び

に発熱もしくは感冒症状のある患者さんの問診及び医師が必要と認める方の診察検査を行ってまいりました。以上のようなことを実施してまいりました。

1 番（橋元陽一君）

この間、高北病院での対応マニュアル化されたもの、西保健所等の指示を受けながら、高北病院での対応がされてきたということも確立されてきたことも確認できるのかなと思います。

今後、町内で新たな感染者が発生した場合、高北病院での対応にこれまでの体制とは異なる体制をしかけているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

はい、お答えいたします。今後町内で新たな感染者が発生した場合、これはもとより県内で新たな感染者が発生した場合には再度、発熱外来診察室を設置しなければならないのではないかと考えております。また県の要請に基づき、帰国者接触者外来や濃厚接触者PCR検査を継続して行っていかなければならないというふうに考えております。その中で発熱外来診察室には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して医療用テント、ポータブルレントゲン機器、電子カルテ端末などを導入する計画でございます。こういったものを導入しましてより充実したさらに適切な対応をしていきたいと考えております。

1 番（橋元陽一君）

今後、町内で感染者が発生した場合の高北病院の対応も組まれていると確認できるんじゃないかと思います。今、公立病院の統廃合が問題となってきた中でこの高吾地域の中核病院としての高北病院の必要性が改めて再確認されたのではないかというふうに思っています。熱が出た時、私たちには一般の風邪のウィルスなのか、インフルエンザなのかあるいは新型コロナウイルスなのか、区別が付きません。またコロナ対策ではなくって日常的にけがをしたり近くに安心して相談できる、診てもらえる病院が町内にあることは町民にとって、最も安心できる要件の一つではないかと考えます。町民が熱が出て困った時に高北病院が窓口になっていますよ、と町民に発信、周知し受け入れる体制づくりをぜひ今後も強めていただきたいということをお願いしましてこの質問を終わります。

続きまして生活支援についてであります。行政報告の中にもあり

ました。特別定額給付金の申請について4月27日付けの住民基本台帳に登録されている世帯主に書類が発送されております。発送件数と、現時点での申請件数は何件なのか。郵送とオンラインとでそれぞれどのようにどれぐらいの数で申請があったのか説明をいただきたいというふうに思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えをします。特別定額給付金のまず発送件数でございます。合計6,110世帯に発送をしています。それから申請の件数ですが、これも5月31日現在ですけれども全体で5,318世帯から申請をいただいております。そのうちオンライン申請が28世帯、そのほか4,917世帯が郵送によります申請と窓口となります。以上でございます。

1番（橋元陽一君）

その申請手続きを踏まえまして行政報告の中では、5月28日またそれ以降6月4日までに5,703世帯1万1,306人に給付の手続きが完了しているという行政報告がありました。この行政報告の中の送金の総数と申請の数が少し時間的な流れがあるので違うと思いますけれども400世帯ぐらいの違いがあるのかな、とっておりますけれども、そこらへんの捉え方。例えば6,107世帯のうち5,318世帯の申請が5月末で届いていて、残りは789世帯になると思います。行政報告で送金の総数は5,703世帯、1万2,306人になるのかなと思いますが、こうなれば、400世帯ぐらいにまだ未申請者がいるということになると思います。どっちが正解か教えて下さい。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。申請をいただいた書類を随時確認をしてまいりますので、その確認が終わった後、送金の事務に入ります。申請をいただいた件数でその例えば5月31日に申請をいただいて、その申請書を全て確認するのに時間が要りますのでその間の時間で振り込む時の件数との相違が発生してきます。以上です。

1番（橋元陽一君）

申請があつてなかなか役場のほうの対応も大変だったと思います。実は私自身も口座の振り込みを郵送したのですが振り込み口座のコピーの添付を忘れまして、役場から電話連絡をいただきまして大変お手数をおかけいたしました。私のように書類不備とか記載のミスとかあるいはオンラインでの入力ミスとかさまざまなことが想定さ

れると思いますが、こうした不備やミスがどれぐらい発生したのか。発生した場合、どのように対応されたのか簡単に説明をお願いしたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。申請をいただいた書類のミス、一番多いのが添付をお願いしている書類がついていないというのが多かったと思います。書類の不備の件数については詳細については集計をしておりますが、大体一割程度の件数があったと思います。その書類の不備の申請に対しましては相談窓口からまずは電話をして確認それから添付がされていない書類につきましてはその書類をお願いするという方法をとっております。電話連絡して連絡がつかない場合には郵送をお願いして対応しております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういうような丁寧な対応で住民の皆さんが助けられたというふうに思います。私も大変助けていただきました。その申請書なんですがレ点をつけてチェックする欄が3カ所ありました。申請者の氏名欄のところに希望するかしないかというところ、それから振り込み口座の欄のところに、それから裏のほうに提出の際の記載する場所に添付書類の確認等するところがあって、その3カ所がレ点でチェックする項目だったと思いますけれども。申請者の氏名欄の所に希望しないというところにチェックを入れれば今回申請を辞退することになるわけですが、臨時議会の時も少し質問をさせていただきました。ひょっとしてまちがいがあるんじゃないかということがあって臨時議会のときも1件ありましたという報告をいただきましたが、その後そういう事態はなかったか確認させてください。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

申請書の中で給付を希望しないという所にチェックを入れる欄がございます。想像したよりはかなり少なかったと思います。なおチェックを入れている場合にあってもその下には振り込みの口座を記入する欄がありまして、チェックをされていても振り込みの口座には記入をしていただいていたので、その場合はすべて電話をして確認をしまして全てのチェックを入れた方に対しましては間違いであると確認できましたので給付をしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう丁寧な対応が町民の皆さんの大事な支援になったかと思

います。続きまして臨時議会のときにも質問いたしましたが、経済的DVなどでこの給付金が世帯主に給付されるシステムになっております。そうした場合、必要な方にこの給付金が届かないことも当然想定される。そういうことがある場合、特別な配慮が必要じゃないかと思えますけれども、そうしたことを想定して対応された件数がどれぐらいあったのか、説明を求めたいというふうに思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。DVなどで避難をしている方につきましては、事前に申請をいただきまして、申請をされた方につきましてはその世帯、避難をしている世帯に振り込みをしております。件数につきましては、ちょっと詳細にはございませんが、後ほど橋元議員のほうにご説明にまいります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひそういう対応をしていただきたいというふうに思います。そしたら先ほど確認させていただきましたが、発送件数に対しまして5月末時点あるいは給付が開始された時点で残りこの特別給付金の申請者が約404世帯残っていると思います。8月13日が締め切りであります。この404世帯の未申請者の中には一人住まいで高齢者の方とか、認知症の方が世帯主であるとか、さまざまなことが想定されるのではないかというふうに思います。町内6,107世帯1万2,665人の申請状況を最後までチェックするシステムがつくられてるということをお聞きしていますけれども。この未申請者に対しましてこれから具体的にどういったことをするのか、検討されていることがあればお知らせいただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。申請書が届いていない方がおられますので、今後、まずは広報それから防災無線を通じて申請を忘れていませんか、というお知らせをしていくということ。それからあわせて橋元議員が言われていました日常の支援が必要な方に対しましては可能な限り、申請を忘れていませんか、という声がけをしていきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひそういうふうに申請書が届いてもそれをきちんと理解を、受け止めることができない方々もいらっしゃるよう想定できますので、丁寧な支援を続けて1万2,665人一人ももれることなく給付が

実現できるように手立てをお願いしたいというふうに思います。

次の事業者支援についての項目に入っていきたいというふうに思います。本日の高知新聞にも出てまいりました。また6月1日の朝日新聞でもトップで記載されていますけれども、この事業者支援にかかわって特に持続化給付金事業の委託にかかわりまして、手続きそのものも関係者の方々から大変ややこしくて手続きがやりにくいという声もあがっているところでもあります。この委託事業につきましては経済産業省と受託業者の間に入札公告前に接触があった問題などについて、国会で委託手続きや実施契約書などについて検証作業が始まろうとしています。また2次補正予算で全体の3分の1を予備費10兆円が占めている予算の組み方についても、国民の税金の使い方を政府に白紙委任する、国会無視の予算執行上の問題点が指摘されています。佐川町におきましては3千万円の予算を組み、「コロナに負けん！チーム佐川支え合い基金」を立ち上げられて、町内事業者に対して4種類の給付金を提示して支援の取り組みを始めました。飲食店の方からは電話がかかってきて大変助かっているという声もお聞きしているところです。

この4つの項目について質問させてください。持続化給付金の対象となる事業者は町内に何件あるのか。その中で給付の問い合わせをされ申請された件数がどれぐらいあるのか。町として把握されている状況があればお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えします。持続化給付金につきましては国の事業でございます。対象となる事業者につきましては50%以上の減収があるということではなかなか個別には把握できない部分があります。佐川町にある事業者としては商工会のほうで一定把握している事業者としては393という事業者を商工会のほうで把握しているということで、そちらのほうに対しまして通知をさせていただいているところです。申請がどれぐらいあったか。佐川町内でどれぐらいあったかということについては特に国のほうから集計がされているわけではないので佐川町として把握できておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

国の事業としてなかなか把握することは時間的なずれが出てくると思います。この間も緊急にできるだけ急いで支援をとという声もあがってきております。ぜひ商工会でも把握されている業者の皆さん

にしっかり声が届くような手立てもしていただきたい。その項目の中に佐川町としてやむを得ない事由により申請できない場合、20万円を給付する、と申請書の中に書いてあるんですけども、このやむを得ない事由とはどんなことを想定されているのか説明いただければと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

国の持続化給付金の中でも火災等で書類がそろえられない方について救済措置や特例措置なんかは設けられております。そういったことで特例措置なんかがあるんですが、そういったものでもカバーができない場合があればということで特にこういった事例があればということで想定してるものはございません。こちらが想像もつかないようなことが生じたときには何らかに対応する必要があるんじゃないかということでこの項目をもうけております。ここに該当する申請は現在のところございません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そうしますと、改めてこうした業者の方々に商工会と協力して町としても声がけをしていくことが重要かなと言うふうに捉えております。

もう一つの事業として支え合い事業者給付金として昨日からも質問がありましたけれども事業収入 50%未満 30%以上に減少した事業者に対しまして申請件数、昨日も多かったと思いますが重ねてもう一回どれだけの件数があつたのか。現時点で給付を決定した事業が何件あるのか説明いただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えします。6月5日までの集計になりますけれども、16件の申請がございましてこちらのほうについては給付の処理までいってるとかと思います。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

その申請に応じて早急に対応していただきたいと思います。もう一つの項目で単月の事業収入が極めて多大な事業者加算の対象となる申請件数どれだけあつたのかなかったのか。ひと月の事業収入が極めて多大と判断する目安、基準について設定されているのか、ご説明願いたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。これに該当する事業者として6月5

日までに 7 件の申請がございます。極めて多大と表現しておりますが、月の売り上げ減少額が 300 万を超えるもの、事業者に対しまして運営委員会で決定する額としています。その中で 300 万以上の減少がある方については 30 万の給付を、400 万を超える方については 40 万円の給付を、500 万を超える方については 50 万円の給付をということで、委員会のほうで決定をしております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

そういう段階的な対応はされているというふうに確認できると思います。さらに飲食店等感染症防止対策給付金の対象となる町内の事業者数は何件あるのか、そして町内の事業者にお知らせする手立てがどのようにとられたのか説明を願います。

産業振興課長（森田修弘君）

この飲食店等につきましては、想定としては 170 件程度申請がくるんじゃないかというふうに当初想定をしておりました。現在のところ、6 月 5 日までに 78 件の申請が来ております。事業者向けにつきましては商工会さんからの会員さんを含め、商工会のほうで把握しております 393 の事業者に向けてチラシや申請書について送付させていただきまして、あと広報のほうですとか、町のホームページ、あと金融機関さんのほうにもチラシを配布させていただいて、周知をさせていただくようにしています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

商工会に加盟されていない業者もあるということも昨日の質問の中でもあったと思います。ぜひ町内の事業者の皆さん、もれることなくこういう支援が届くような手立てを町としても十分とっていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

なお、質問事項になかったのですが、昨日の質問の中にありましたアベノマスクについてであります。私もまだ届いておりません。町としてこのアベノマスクの配布にどのようにかかわられたのか、かかわれてないのかご説明をいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。橋元議員のご質問にお答えします。国が配布をしていただけるというマスクの支給に関しましては町は全く何もかかわっていません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

配布についても市町村行政はかかわっていないということです。

郵送なのか宅急便かわかりませんが、私たちにも今の段階ではあまり必要性も感じないですが、そういう国の政策の一端を見ることができのかなと思います。この間、このコロナ問題につきましては、町民の皆さんが健康のことや生活のこと、仕事のことなどで困ったときに住民の皆さんがすぐに相談できる連絡先がいつでも提示されていることが大事ではないかというふうに思います。私はこの3つの分野にかかわってここにどうぞと、5月のチラシにあったように繰り返し住民の皆さんに周知していくことが大事ではないかという風にぜひ住民の皆さん、業者の皆さん、子供たちを含めて何か困った時に相談ができる場所を町として設置して、たえず住民のほうに知らせる手立てをこうじていただきたいということを重ねてお願いしまして、この質問について終わりたいと思います。

2つ目の柱について、子供の学びの支援についてであります。昨日の西森議員の質問にもありましたけれども、町の貸付奨学金制度についてであります。私自身が非常に勉強不足で、この町の奨学金制度についての原資のことについては、昨日初めて確認させていただいたのですけれども町として広報の3月号で今年度の募集が開始されまして、4月13日付けで終了しているのかなというふうに思います。この状況の中で、利用は少ないということでございましたけれども、過去5年間この募集状況につきまして、どういう利用状況があるのか学校種別等申請件数、それから許可数、認可した数、5年間の推移を把握したいと思いますので把握されていたら説明をお願いしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。過去5年間ということですが、平成27年は3名の方です。内訳としては大学生が2名、専門学校が1名です。28年のほうが3名で、大学生が1名、高等専門学校の方が1名、専門学校の方が1名、平成29年と30年は申請がございませんでした。平成31年が2名の方です。内訳が高校生が1名、大学生が1名、令和2年本年度につきましては1名の方が申請されております。大学生の方です。申請があったものにつきましてはすべて認可になっております。以上です。

1番（橋元陽一君）

5年間の推移を見ましてもこの制度が設置されてから、当時は利用者も多かったということもありました。この5年間を見ましても

非常に利用者が少なくなってきたというふうに捉えることができるのかなと思いますけれども、昨今の家庭の経済状況の悪化とか全国的な奨学金制度の見直しが進んでいる中で、佐川町の利用者数が少ないことについて、担当課としてどのように捉えておるのか、見解を求めたいというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。ご質問にもありましたけれども、奨学金のほうにはさまざまな種類のものがありますので、その中で最もご自分に適したものを選択されているのではないかと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

佐川町出身の高校生や大学生あるいは専門学生等こうした高校からの子供たちの学びについて、町としてもぜひ支援する制度として充実したものになるように要望していきたいと思います。一旦借りたら返済していかなければならないと思いますが、返済条件はどのようになっているか説明をお願いしたいと思います。また返済にかかわって返済条件の変更を求められた件数はないかあわせて説明いただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

まず返済条件ですが、卒業後に3カ月以内から償還を開始していただいております。期限としては高校にかかるものについては10年以内、大学、短大につきましては15年以内、高等専門学校については10年以内に償還することとなっております。条件の変更ということですが、今年度になって4月に本来の償還期限の来っていないもの、貸付残額を全額一括して繰上償還したいというご相談が2件ほどあっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

償還のほうについては特に問題がないのかなというふうに捉えていきたいと思います。この町の奨学金制度につきましては昨日も町長の答弁でありましたのであらためて貸付貸与から給付のほうに切り替えていくことも検討されていますので、そのことも少し見守っていききたいというふうに捉えています。

続いての質問ですが、就学支援制度の申し込みの件です。近年の就学支援制度の申し込み条件について、小学生、中学生わけて実数はどのぐらいか。昨年度と今年度に限って小学生、中学生別に利用

申し込み状況について説明をいただきたいというふうに思います。
教育次長（吉野広昭君）

昨年度と今年度ということでしたら、令和元年度のほう、認定者数のほうが小学校で80名、中学校の方で39名です。令和2年度につきましては小学生が73名、中学生が35名です。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう町内での申し込み状況を踏まえながら、今年度の申し込みがすでに3月時点で終了しているかと思っています。しかし説明の中には、随時申請も可能だという説明が記載されているところです。6月に入っております。この新型コロナ問題で追加申請の希望が出ていないのかどうか。また今後希望する場合については、どこが窓口になるのか、学校なのか教育委員会なのか、改めて説明をいただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

現時点で追加の申請のほうが出ておりません。今後、もし申請のご意向につきましては、まず学校が窓口になりまして聞き取り等が必要な場合は教育委員会が行います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひそういう追加申請が窓口が開いているということを含めて保護者のほうに通知をしていただきたいし、その対応もぜひ丁寧に進めていただきたいというふうに思います。この就学支援制度今後コロナウィルス対策等で経済的なダメージというのは家庭へもじわじわと影響があらわれているかというふうに思います。この子育て世帯の支援の一つとして、子供たちの学びを保障することに欠かすことのできない経済的支援制度のひとつとしてぜひ充実したものになるように、また利用しやすいものになるように、町としても手立てをこうじていただきたいと思いますが、このコロナ対策を踏まえてこの就学支援制度について何かこれまでの対応とは違うことを検討していることがあるのかないのか、あれば説明いただきたいというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

今回のコロナに関連して、特に特別な措置等は考えておりません。
以上です。

1 番（橋元陽一君）

現在では再申請の状況もないといういことですので改めてこれか

らの変化に応じて対応できるようにお願いしておきたいと思います。
この質問は以上で終わります。

3 番目の質問にはいります。佐川町新文化整備基本構想についてであります。昨年 11 月に新文化拠点構想が提示をされました。その後整備予定地の変更も余儀なくされ、この 3 月に改めて提案をされ本議会前に資料もいただきました。まず第 5 次総合計画との位置付けについてであります。基本構想の第 2 章で住民アンケート調査などをもとに地域しあわせ風土をスコア化して提案することを紹介され、本構想では総合計画に基づき、図書館を含む新文化拠点施設（仮称）のあり方を検討すると記載しています。第 5 次総合計画の施策と新文化拠点のあり方についてわかりやすい説明を求めます。

教育次長（吉野広昭君）

第 5 次総合計画との位置付けということだと、施策 4 のスポーツ文化活動を楽しむ社会教育の推進の中の教え、教えられる場づくりの推進、図書館など、社会教育施設の充実、施策 1 の中の佐川オリジナル教育による学力の向上の中のものづくりなど、創造性を育てる教育の推進、施策 2 の地域資源に学ぶふるさと教育の推進の中の地域資源を活用した独自のふるさと教育の充実これらを実現するために新文化拠点のあり方についてその方針等を定めております。

1 番（橋元陽一君）

そういう総合計画に基づいて教育分野では、6 つの施策が提示をされております。その 6 つの施策を組み合わせながら新文化拠点構想がつくられていると捉えていいのかなと思います。その新文化拠点を整理、それから運営について 5 大方針として位置付けられています。その 5 大方針の 4 でふるさと教育、佐川未来学を中心施設としての位置付けと町全体のつながりについてどういうつながりを求めているのか。特に学校教育のかかわりで具体的な構想があれば例をあげて説明をいただければというふうに思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。現在本町のほうで取り組んでおります佐川未来学の 3 つの柱でございますふるさと力、人間力、未来想像力を育む場として新文化拠点を位置づけております。また子供さんだけを対象とするのではなく、世代を超えた交流ができる機会とか、場とすることにより利用者同士がつながって互いに学び合える環境を整備することを目指しております。

学校とのつながりということですが、学校とか遊学館、集落活動センターと学びのネットワークを構築して児童生徒や施設の利用者の皆さんに対して図書の貸し出し、デジタルデータ化した資料による学びの創出、さらにお互いに学びの交流の機会をつくって町全体がつながる文化拠点となるように目指していきたいと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

町内の文化施設等を含めたつながり、学校教育とのつながりが少しわかりにくかったですけれども。改めて学校教育等については質問させていただきたいと思います。この新文化拠点施設については3つコンセプト1つ目が新文化拠点で目指すもの、2つ目が新文化拠点の核となるもの、3つ目が佐川町における新文化拠点の未来と創造と3点にわたって整理をされて提起をされているところであります。1つ目の新文化拠点で目指すものとして学びあいのサイクル、今少し説明があったと思いますけれども、保育園、小学校、中学校、高校などをどのように位置付けられて構想されているか説明していただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。保育所とか学校等の学びあいのサイクルにつきましては町内の保育所、小学校、中学校、高校においても知る、考える、つくる、つなぐことを学びのサイクルとしてそれらを融合してネットワーク化することによってみんなで学び合えるまちを創造することを目指しております。それらの中心的な役割を果たすものとして新文化拠点を考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ネットワーク化という言葉が繰り返し出てきております。特に新文化拠点の核としての図書館では、新図書館振興計画とかオーテピア高知図書館との連携を意識しながら、引き続き検討をすすめるとしています。こういう構想というのが具体的にはどういう構想なのかご説明いただければと思います。

教育次長（吉野広昭君）

オーテピア高知図書館等の連携ということにつきましては、これまで行っております図書の借り入れとか、職員の方にこちらのほうに出向いていただいて、佐川の図書館と協働で学びの場や催しの開催をして、よりよい学習機会をつくることを検討しております。

以上です。

1 番（橋元陽一君）

人の交流を重ねながらネットワーク化ということになってくるとと思いますが、私自身この佐川町内の小学校中学校全ての子供たちにタブレットが配置されることになります。高校のほうはまだかと思うんですが、子供たちがこのタブレット端末から佐川町の新しい図書館あるいは県立のオーテピアあるいは国立図書館等にリンクして別の自分たちが読みたい本、探したい雑誌等を含めて探し出せるようなネットワークも構想されているのかとも思っているんですけれども、そういう構想はあるのかないかご説明いただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

そちらのほうにつきましては具体的にはまだちょっとお話できる状況にはございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

小学校や中学校には、司書教諭が配置されておられませんので、なかなか学校に保管されている蔵書のデータ化というのは大きな課題になろうかと思います。県立学校につきましては昨年から佐川高校に昨年から司書教諭に退職された方が配置をされて、学校が図書館が閉まっていたのが、この昨年から常時開いている状況になっていることもお聞きをしております。また町内の保育所につきましては、保育所が保管をしている書籍等についてはすでにデータ化されているということです。こうしてデータ化しながら子供たちが端末でこういう図書にであうことができるような機会もぜひこの新文化拠点施設構想に組み入れていただきたいと思います。どうぞこのことを要望しておきたいと思います。

なお、当初冒頭に申しましたけれども、整備予定場所が別のところに選定されるようになりました。この変わったことで特に何か基本構想に変更があるのかないか。あった場合についてはどのようなことが変更されるのか、説明いただければと。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。予定候補地が変わったことによって基本構想が変わるということとはございません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

特に構想は変わらないといういうことであります。先ほど説明を

いただきました整備運営 5 大方針の 4 番目の中に繰り返しますがふるさと教育の中心施設としての位置づけと町全体のつながりをうたわれているその説明の最後のほうに学びの環境としては新文化拠点に固持したものにせず、そして子供だけを対象にしたものでなく、世代を超えて町全体とのつながりの中で人を育てる環境を整備していくと述べられています。保育園、小学校、中学校、高校とゼロ歳から 18 歳までの一人一人の子供たちの成長を糧に捉えることができる教育活動の場として新文化拠点を位置付けさせていただいて、例えば子供の学習活動の公的な記録であります指導要録に記録化をして運用していく。佐川町の独自のスタイルをつくることを検討させていただいて、佐川町では子供たちをゼロ歳から 18 歳まで見守っていくんだよということを発信できるような、新文化拠点構想もぜひ検討していただきたい、ということを要望してこの質問を終わりたいと思います。

4 番目の質問に入ります。新たな産廃施設建設についてであります。このコロナ対策について対応が遅れてきている状況の中で、まず県、あるいは町の取り組みの進捗状況についてお伺いしたいと思います。3 月議会で、町として加茂地区を中心にした地域振興策について、地域の方々の意見をまとめて、再提案していく段階であるとの説明がありました。その後、地域振興策のまとめ作業は、どのような段階にあるのか。また第 3 回連携会議は行われたのか行われないのか。いつ開催予定なのか説明いただければというふうに思います。

町民課長（和田強君）

おはようございます。橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。まず地域振興策のまとめ作業がどのような段階であるのかというご質問ですけれども、行政報告でも報告いたしましたとおり町が実施する事業につきましては、地権者の訪問や現地での詳細な調査を進めておりまもなく地域振興策のとりまとめ案を加茂地区の皆様にお示しすることとしております。このうち横山、竹ノ倉、本村西、本村東、弘岡地区の公民館の整備につきましては、5 月 21 日にこれまでに自治会長様に対しまして、これまでに住民の皆様からいただきましたご要望をもとに町の考える整備方法をお示しし、7 月末までに再度自治会としての要望のとりまとめをお願いしております。

また長竹地区の公民館整備につきましては次回の長竹地区の説明会で整備方法を提案することとしております。第3回の連携会議につきましては、こちらについては現時点で開催はしておりません。次回の連携会議については、町主催の第3回の地元説明会の結果を踏まえて開催することとなっておりますので、日程については決定しておりません。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

コロナ対策等で少し当初の計画から遅れて振興している状況であります。今、予定されております町としてまとめられた振興策についての地元説明会の日程はいつ設定されているのか。また私自身、議会のほうにも県のほうからの説明をしてほしいということを声をあげておりますけれども、県から議会に対して説明がいつ頃行われる予定なのか今、把握されておったら説明いただければというふうに思います。

町民課長（和田強君）

第3回の地元説明会の日程でございますが、こちらにつきましては6月5日に自治会長さんと打ち合わせをさせていただきまして6月11日をめどにその説明会資料を加茂地区の方に全戸配布させていただいて、それを事前にご覧になっていただくと。あとその内容を見ていただいたうえで、新型コロナウイルス感染予防のことも踏まえまして、説明会を開催するんですけれども、そのご意見等を希望のある方について6月18、19、22、23日にそれぞれ18日は長竹地区を対象、19日は横山地区を対象、22日は竹ノ倉地区を対象、23日は本村西、本村東、弘岡地区を対象として4日とも午後6時30分から開催させていただくことにしております。会場につきましては感染予防の関係もありまして3密を防止する観点から広めの会場をとということで、長竹地区を18日と23日につきましては加茂小学校の体育館、19と22につきましては集落活動センター加茂の里を予定しております。

県の議会等への説明につきましてはまだちょっと日程等につきましては、今後、検討させていただいたうえで日程調整をさせていただきたいですが、地元への説明会というのが県のほうが7月12日と13日を予定してこれを調整させていただいておりますので、この後ということになるかと考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

遅れてました県が少し動き始めたというふうに思います。この振興策の要望をまとめられて、これから説明が具体的にされていくのですが、この間、3月議会でも質問をさせていただきましたが、作業に参加された加茂地区の世帯数は全体で平均すると14%、参加については加茂地区全体でかなり格差があるということもはっきりしております。これからこの振興策をまとめて県が予算化をしていくと思いますが、こういう取り組みの中に住民参加が大事ではないかと思います。住民の皆さんが、こうした取り組みに参加して声をあげてその声をまとめていく作業を進めていかなければならないんじゃないかというように私自身は思っているところであります。ぜひ振興策案をまとめられて、これから協定書をすすめられていくと思いますけれども、その過程の中では住民の参加についてぜひ手立てをしていただきたいというふうに思います。

今、私の手元には日高のエコサイクルセンターの設置におきまして2018年（平成30年）1月30日付けの資料が手元にございます。本体についての施設については総事業費が44億2千万円、これは県が2分の1、高知市が3分の1、高知市以外の市町村が6分の1負担をして建設されております。そして日高村に対しての振興策が2006年から2017年10年間の12の振興策事業が組まれてまして41億3千万の予算が組まれて、執行されてきております。まさに日高の場合においては全村的に振興策が展開されていると私自身は捉えております。だからこそ住民参加というのは非常に大事な課題ではないかなというふうに思っております。ぜひ住民参加の手立てについて十分な手立てをしていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

そしてこれからさまざまな振興策のまとめとか現地視察等を踏まえながら協定書の締結に向けて動き出していくと思うんですけども、この協定書に向けて現時点で何か計画されていることがあれば、お伺いをしたいというふうに思います。

町民課長（和田強君）

質問にお答えいたします。協定書のうち地域振興策に向けての準備につきましてですが、次回の説明会で振興策の内容というものをさらにとりまとめていくということにはなるんですが住民の参加はまだ少ないとかいうそういうご指摘も受けておりますけれども、前回の説明会の中で当日資料を配られてもすぐには判断ができないの

で、事前に説明会の資料を届けてほしいというご意見もございました。そういうこともありまして、次回の説明会に事前に説明会の資料を加茂地区全世帯に配布しまして、それをご覧いただいたうえで説明会を開催させていただきたいと考えております。そのため資料自体は説明会までに加茂地区の全ての世帯で目をとおしていただけるかと考えておりまして、説明会に参加いただけない場合にあっても、これまで同様役場への電話とか来庁そういったかたちでお声を届けていただくことで、多くの住民からの声をお届けいただき、その成果として地域振興策がとりまとめていけるものというふうに考えております。

そういった住民の方に案をお示しし、ご意見を聴取し、その聴取した内容でまた再検討した結果を住民の方にお示しするというのを繰り返した中で最終的に多くの住民のご意見を反映した地域振興策にしたいというふうに考えております。以上でござす。

1 番（橋元陽一君）

なぜしつこく聞くかと言いますと、このまとめられていく振興策の事業については、以前優先順位はつけないと言った説明を受けているところでございます。またまとめられた要望全てが実施できるものではないということも、地元説明会ではされているところであります。振興策のまとめが終わりまして、県が予算化していくことになるんですけれども、県が提示している新たな管理型最終処分場整備に向けての今後のスケジュールの中では予算措置をしたうえで実施できるものから順次事業実施していくと説明がされております。町がまとめた振興策の事業に対して、県がどのような手続きをとって実施する事業の順序を決定したのか、住民や議会に対してどの段階で説明していくのか。現時点でわかっていただける手立てについてご説明いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。町がとりまとめをして町が実施する地域振興策の事業の実施スケジュール、順番につきましては町のほうで決めていきます。ただ県のほうとしましては一度に多額の振興策のためのお金を交付金を出せないという中で、日高村のときもそうでしたが、10年間にわけて、交付をしていただけるということでしたので、その金額をにらみながら、町のほうで実施する事業についてスケジュールをくんでいきますので、県が決めることで

はございませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういうふうに理解をしておきたいと思います。そしたら今回のまとめられたものについては事前に住民のかたに配布をされるということですが、議員のほうにも住民の皆さんに配る資料というものは、配布していただけるかどうか確認させてください。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。明日の全員協議会で説明をさせていただく予定となっておりますが、その場で資料についてはお渡しさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

了解しました。そしたら続きまして2つ目ですが、新産廃専門委員会の検討事項についてであります。1月28日に第1回整備専門家委員会が開催されております。県のホームページを見ましても議事録はまだ公表されておられません。佐川町から参加された担当の方が何か報告されたことがあるのかないのか、お伺いします。

町民課長（和田強君）

質問にお答えさせていただきます。まず、議事録につきましてでございますが、現時点ではホームページに公開されております。県のほうに確認しますと5月下旬に公開したということでございますので確認いただければと思います。第1回委員会につきましては職員が2名ほどさせていただいております。専門委員会の検討事項といたしましては、5つございまして、環境影響評価について、それから上水道整備の支援について、それから建設予定地の地下の空洞の対策について、で新たな施設の諸元構造この5つが事業の進捗にあわせて検討されていくということを伺っております。

専門委員会の県の意見聴取につきましてはその都度専門委員会を開くのではなく、それぞれの専門委員会の方に個別に意見を伺ったうえでそれを取りまとめたうえで最終的に専門委員会で各委員に説明する、そういうような手法をうかがっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

2名の担当の方が参加をされたと。それから専門家会議の検討項目を確認させていただきました。私も5月24日県のホームページを見た段階では議事録を見ておりませんでしたので5月末ということ

でしたので、あらためて確認させていただきたいと思います。電気探査に続いてボーリング調査が進められてきていると思います。両方の調査は終わっているのか、終わっていないのか。終わっていたら今後解析を誰がどのように進めていくのか、把握されていることがあれば教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。建設予定地の地下の空洞を調べるための電気探査やボーリング調査の現場での作業は5月の上旬までに完了していると聞いています。現在その調査により得られたデータを施設専門委員会の委員などの専門家にお示しし、ご意見をちょうだいし、調査結果をとりまとめているとのことでした。加茂地区の住民の皆様につきましては、先ほど申しましたように7月に説明会を開催するということにはなっておりますが、こちらについては事前に6月の下旬頃にはまず文書でお示したうえでその内容を見ていただいたうえで参加していただくというようなかたちになっているということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

調査が終わって、すでに専門家委員会の専門員の方に委ねられているということです。その間、電気探査の結果で当初予定していた9カ所のボーリング調査の箇所が、増えるかもしれないということでしたけれども、増えたのか増えてないのか。増えたのであればその理由を把握されていたら教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

ボーリング調査の箇所につきましては、増えていないということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

了解しました。確認書の8番目で、今後実施する調査の結果などにより、施設の整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかになった場合は、その内容を乙及び地域住民に知らせるとともに、乙と協議した上で、佐川町加茂での施設の整備を中止する、と明記されております。最終的には県が判断すると思いますが、今、ボーリング調査電気探査の解析が専門員で進められていると、7名でしたか地質関係の専門家の方は2人ぐらいいたと思っておりますけれども、それ以外に解析を求める計画を県が持っておるのか。持っていないのか。町として把握されていることがあれば教えてください。

町民課長（和田強君）

施設専門委員会の中では電気探査ボーリング調査をやられたデータの解析や必要があれば仮に空洞が発見された場所の対策の必要性、妥当性、工事施工の可否等について専門の委員に個別に意見聴取することとしており、その意見等を踏まえて最終的に判断するという事になっておりますが、第1回の施設専門委員会におきまして、上水道整備の対策範囲の検討と地下の空洞の有無に関する地質調査については、それぞれの専門の委員への意見聴取に加えて委員以外の専門の方によるセカンドオピニオンのようなご意見もうかがっていくことを専門家の方にも説明しておりまして、意見聴取も行うこととなっていると聞いております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう経過を見据えていきたいというふうに思います。

1993年8月に県が日高村柱谷下流域に建設予定地と決定公表してから二転三転して、振興策確認書が締結されるまで12年以上を要しています。佐川町加茂地区への新たな産廃施設建設の経過は、日高村とは全く異なりますが、2019年7月2日に締結された確認書5には次のように記載されています。「甲（高知県）は、施設の整備を進める過程において、佐川町加茂長竹地区等、建設予定地に近接する地域住民には施設に対する不安がいまなお払拭されていないことを重く受け止め、施設整備期間中及び施設の運用開始後においても、必要に応じて随時、また乙（佐川町）の求めに応じて情報を公開するとともに、勉強会の開催などを通じて施設の安全性等について、地域住民及び県民の理解を深める取り組みを誠実に実施するものとする」と明記しています。

佐川町として県に対しましても、待ちの姿勢ではなくて、積極的に要請し、情報公開、勉強会などの企画を行い、加茂地区住民、町民全体への周知、了解を取る手立てを十二分にとっていただくことを強く求めましてこの質問についてこの議会では終わりたいと思います。

最後に選挙管理委員会の規則についてであります。昨年度9月の定例会におきまして、町内の選挙期間中の個人演説会の会場として、駐車場やトイレ、会場設備などが整っている町内5カ所の集落活動センターを利用できるように要請したことに対して、検討するとの回答でした。現時点で検討されていることについて説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長（麻田正志君）

お答えいたします。町内4カ所の集落活動センターのほうを公営施設として指定する件につきましては現在の状況でありますけれども、現在はまだ集落活動センターの担当課であります、チーム佐川推進課と協議をしている段階であります。この協議につきましては、公営施設に指定するには集落活動センターを使用する際の利用料や利用時間等につきまして、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例、こちらのほうとの調整も必要となってくるということからその協議を行うというようなところでございます。そういうことも踏まえまして今後は集落活動センターを管理して下さっている地元の方々の意見をお伺いし、さらに協議を進めていきたいというふうに考えます。この集落活動センターにつきましては、だれもが利用しやすいバリアフリーな場所の提供という点で、また何より気軽に有権者の方々が選挙活動に参加できるような環境を整えるには有益であると考えておりますので、検討のほうを進めまして、年内には結論のほうを出したいというふうに考えておるところでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ぜひ利用が可能となりますように検討を進めていただきたいというふうに思います。昨年末から東京オリンピックパラリンピック後に、解散総選挙が想定されていた状況にありました。オリンピックパラリンピックが延期になりましたので、解散総選挙も早まるんじゃないかと予測もされているところですが、大変ご多用だと思えますけれども、早期に検討いただきますようよろしくお願いします。以上をもちまして今議会での一般質問を終わりたいと思います。

何よりもコロナ対策で職員の皆さん公私ともに大変な状況の中で、対応されてきたかと思えます。ぜひ職員の皆さんもご自愛いただきますようお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。丁寧な答弁に感謝しております。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1 番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、7番、森正彦君の発言を許します。

7番（森正彦君）

おはようございます。7番議員の森です。通告に従い質問をさせていただきます。今回は新型コロナウイルスに関する質問を2つさせていただきます。

しかし、コロナ対策で皆さんが御苦労されているところに、丁度、私は水田の維持管理をする農事組合法人トピアとかなので、初めて、5.4ヘクタールの田植えに取り組んでいました。その関係でコロナのことを十分考える余裕がなく、勉強が足りていませんので、あまり深い質問はできませんが、気になっていることを質問させていただきます。なお、この3カ月間、行事や会議がなく、トピアの事業に集中することができまして、いくつかの問題もなんとかクリアでき、稲も育ってきてやっと落ちついているところでございます。

新型コロナウイルス、国民にとっては先の大戦以来の危機ではないかと思います。この危機に関して、国政、県政、町政でそれぞれの長を先頭に皆さん日々奮闘されています。感謝を申し上げたいと思います。また、医療の最前線で働く方、感染リスクの高い介護職員、その他危険と隣り合わせの中で奮闘されている方にも心より感謝を申し上げます。他にも、休業や客の減少で困難な事業運営や生活を強いられている方も多くいます。この難局は、とにかく耐えながら皆で力を合わせて乗り切らなければいけないと思っています。先ほども申し上げましたが、私は、国政、県政、町政、本当によく頑張っ
て対策を出してきていると思っています。問題や反省点があります。アベノマスクといわれる国からのマスクは、まだ私の所へは届いていません。しかし、このこと1つとっても政策施行の難しさがよく分かります。なかなか満点とはならない中で、皆さんは奮闘されておられるのだとありがたく思っています。

これから町の対策に関して質問です。まず1点、相談の受付です。相談を幅広く、スムーズに受け付ける総合窓口があれば、町民が迷うことや躊躇することなく相談しやすいと思います。町民の安心感と町への信頼感につながると 생각합니다。危機管理の際の重要なことではないかと思っております。そして、町民が安心して相談することにより、町民の抱えている課題の把握が可能になると思います。

幅広く、気軽に相談できる窓口を開設すれば、相談しやすかったのではないのでしょうか。「新型コロナなんでも相談室」こんなものを開設したらいいかと思いますが、いかがでしょうか。坂本さんたちの質問と重複しますが、お答えをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。森議員の御質問にお答えさせていただきます。コロナウイルスの対策における相談窓口を一本化して構えた方が良かったのではないかという御質問ですが、そういうことも考えました。その中で、ほぼ全ての課、このコロナの対応でかなりきゅうきゅうとしている中で、どのような対応をしたらいいのだろうと大変悩みました。その中で、特別定額給付金につきましては、相談窓口を開所し、今は臨時職員も採用してですね、対応させていただいております。それぞれ事業者、個人の皆さんの相談につきましては、役場、商工会、社会福祉協議会、3者で協議をした結果ですね、4月の中ごろの時点では思ったほど社会福祉協議会にも相談が来ていない、商工会にもそれほど思ったほどは来ていない、いう中で、今後、給付金等の支援をしていくためにはですね、やはりまずは事業者向けの相談窓口は商工会、もしくは役場で構えた方がいいだろうという話があつてですね、最終的には役場産業振興課の管轄の中で、一本化の相談窓口を開設をいたしました。これ昨日もお話をさせていただきましたが、臨時職員も採用して、運営体制で対応しております。

今後につきましては、税も含めた町の費用、水道料金等減免の措置の対応が大きくなっていくのではないかなという想定をしております。この減免の相談に関しましては、どこの課に相談に行っても基本的な基準がほぼ同じと。現時点で同じという想定をしておりますが、今後また、早急に詰めていかなければなりません、どこの課に来た住民の方でも相談を受けた中で、これは国保税にしても水道料金にしても減免になりますと、これは庁内で処理をさせていただきますので、安心してくださいというそういう対応ができるように、全庁が一丸となって住民の皆さんに寄り添った相談が受けられるように、そういう体制を作っていきたいと、今、協議中でございますので、そういう中で住民の皆様への対応をさせていただくということを御理解をいただければというふうに思います。以上です。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。このことをなぜお聞きしたかといいますと、町民の中にはどこに相談してよいか分からないと思っている方が多くいるのではないかと、というふうに感じたからでございます。

役場ではそれぞれの担当部署できめ細かく、そして役場全体をチームとしてコロナ対策の窓口として取り組んでいるようですが、大方の町民は問題によって部署が違うということは薄々はわかっている、よくわかっているのではないかと思います。相談しにくいことになりはしないかと思ったからでございます。我々も役場を、町民は頼りたい、それが大方の町民の思いではないでしょうか。

色々な心配事、困り事を気軽になんでも相談できれば、町民の困り事の把握もできて対策がしやすくなるのではないかと思います。より、対策がタイムリーに打てるのではないかと考えるからでございます。対策といってもその予算が関係することだけではないと思います。町民が相談しやすい方策をとり町民に寄り添う、その姿勢を町民に示すことが大事だと思います。

今回のコロナ対策、副町長が大変奮闘されたようですので、副町長、このことについてお考えをお聞かせいただければと思います。

副町長（中澤一眞君）

御質問にお答えいたします。こういったコロナという未曾有の、町民、皆さん、多くの方々が、町民がダメージを受けている場面でどのように役場として町民の皆さんに寄り添っていくかという、そういう趣旨のお尋ねかというふうに思います。先日来、そして町長が申し上げましたけれども、やはりこの我々自身もですね、こういった状況、こういった苦境というのは初めて体験をするわけです。さまざまな報道でありますとか、あるいはこの議会で議員の皆さん方から、あるいは町民の皆さん方から直接さまざまな情報をお聞きします。我々としては、町民の皆さんが今どういう現状に置かれているか、それをできるだけ多くの情報、多くの情報を集めて正しく把握をし、それに対してできる手立てを考えて実行していくと、そういうことをどれだけ緻密に幅広くやれるかということが、この問題への対処のポイントではないかというふうに思っておりまして対応してまいったつもりでございます。

寄り添うという意味ではですね、先ほどお話しがありました窓口を広げて、お話を聞きしですね、それに対して何ができるかとい

うそういうやりとりを続けていく、ということが肝要だろうというふうに思います。そのときに、本当にもう役場にはチーム佐川、役場、おっしゃっていただいたように一体になっておりますけれども、佐川町、基金を作っていただきました社協さんであったり、商工会であったり、やっぱり事業者さん、あるいは町民の方と直接つながっている方がいらっしゃいます。社協さんの方は窓口を設けていただいておりますけれども、さらにですね、アウトリーチといいますか、民生委員さんのネットワークをお持ちでございますので、民生委員さんを通じて困ってらっしゃる方がいないか、そういう方へお声がけをいただいて、こういう方がこういう状況で今困ってらっしゃいますよということを、今、吸い上げようというふうに今していただいております。

役場のほうでは、先ほど町長申し上げましたように、減免に関して困ってる窓口、水道料金であろうが税であろうが国保であろうがですね、相談に来ていただければそこでできるだけ対応できる施策をワンステップでお示しできる、そういう体制をできれば築きたいということで今対応しております。事業者向けはそれこそさまざまなお声をお聞きするという、窓口でお聞きした中でお話がありましたようにどういう状況にあるかということがわかれば、それに対して対応を考えることができる、それらを柔軟にやろうということで、基金の方でのご用意もできておりますので、そういったお声を窓口で御相談、お声を聞かせていただいた結果というのをですね、これから、まだコロナとの戦い、まだ続くと思われまますので、それを今後生かしていきたいと、そういう形で常に寄り添う姿勢を今後も続けて、引き続きもちながら対応に努めていきたいとそうように思っております。以上でございます。

7 番（森正彦君）

幅広く情報を取る、そして町民に寄り添う、本当にそのとおり、そのことをやっぱり実行していけば町民のかゆいところに手が届くところまでいかにしても、欲する、大事な施策が取れていくんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

本当に皆さんよく頑張ってくれてはおいでますが、町民の中には、町の動きが見えない、よその町は対策を出してるのに、我が佐川町はちっとも対策が見えないと言う人がおります。本当はやっているのに、見えていないだけだと私は思っております。私は町民に伝え

ることが大事だと思います。町は全事業者にアンケートを出した、あるいは事業者でなくても一般町民にも広報で知らせた、チラシを広報に入れたと、そういうこと、あるいはホームページとか言っていますが、私はもっと多くの手段を使って町民に知らせたらいいいのではないかと思います。その1つは防災無線です。これは毎日出せます。録音した同じことを繰り返すより、時にはですね、例えばタイムリーに、「昨日まで高知県では何日間感染が確認されていませんが、引き続き3密を避けて、予防対策の徹底をお願いします。」とか、他にも「特定給付金の申請書類を送りましたので、ご確認ください。」とか、「学校が再開されました、子供たちの見守りよろしくをお願いします。」とか、あるいは事業者向けのこと、知らせることはたくさんあるかと思っています。やっていることをタイムリーに知らしていくと、そういう状況をお知らせすることで、「やっているな」ということを、町民が感じて安心するのではないのかと思います。それもたまにですね、同じ声じゃなくてですね、例えば総務課長の少しオクターブの高い声でやると、「今日はいつもと違う」というように注意して聞いてくれるのではないだろうか。男の人がたまに言うてみる。当事者が言うのと更に伝わり方が違ってくるわけですので、効果が高いのではないかと。このことは町民が我が町は町民のことを思い頑張ってくれているという安心感が生まれてくるのではないのかと思います。ただ、防災無線をどのくらいの人がどのくらい聞いているかという問題もあるわけですので。そういうことなんです。知らせることはなかなか難しい。ですから、多様な手段で、しつこくない、問題によってはしつこいほどがよいのかも知れませんが、必要な情報を早く、多様な手段で町民に知らせる。この知らせることが大事だと思いますが、このことについてどなたかお答えしていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。森議員、おっしゃられるとおり町民に寄り添う姿勢が大切だと、それから必要な対策が生まれる、いうとおりだと考えております。まずは相談窓口で話を聞いて事情の把握にも努めまして、そこから必要な施策を導き出すということが大事だと考えております。皆さんの、住民の皆さんの安心、不安の解消1番でございますので、森議員おっしゃられるとおり住民の皆さんには情報をこまめに出していきたいと考えて

おります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

答弁ありがとうございます。こまめに町民に知らせていくっていうことが非常に大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

こういう危機のときは町の状況や取り組んでいることを知らせる、町民は確かな情報で安心すると私は思います。新型コロナウイルスとの戦いはまだまだ続いていきますが、早く本来の明るい日常に戻るよう、皆で力を合わせて頑張らなければならないと思います。

次に、学校教育についてお伺いします。このことについても坂本議員、橋元議員、本当に詳しく調査して詳しくお聞きしましたので、あまりお聞きすることはないわけですが、重なるところはあると思いますが、お許し願いたいと思います。

新型コロナウイルスで学校が長期にわたり休校を余儀なくされました。授業の遅れ対策はどうするのか、また実施できなかった行事や運動会、今後の行事の実施はどうするのかをお伺いします。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

森議員の授業の遅れ対策と行事についての御質問にお答えをいたします。本町では県教委からの通知や依頼も鑑みながら、感染拡大を防ぐ観点から、3月4日から3月24日までと4月14日から5月10日まで臨時休校といたしました。

3月につきましては各学年、ほぼ教育課程の内容を終了しておりましたので、子供たちは家庭で教員が配布したプリントで復習をしました。今年度になって4月14日から5月10日まで、授業日数にして15日間の休校につきましては、1学期の終了を7月31日とし、2学期の始業を8月24日とし、13日間授業を実施し、更に行事の精選と簡素化で補います。

行事につきましては感染予防と教育的意義の2つの観点から精査をしておりますが、子供たちが楽しみにしており、成長する機会になっている宿泊的行事などは実施時期を変更したり、運動会につきましては3密を避け、リスクを下げるために全体練習を省略し、当日の日程を一部省略する等の工夫をしながらも、できる限り実施をしてもらいたいと考えております。ただし、今後、感染が拡大しましたら、これらの取り組みも見直さざるを得ないかと心配もしてお

ります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。楽しみにしている夏休みが半分になり、そこで遅れた分の取り返しを図るということですが、それはそれで仕方ないのかと思います。コロナで休校のときは、早く学校に行きたくて子供たちはうずうずしていたようですし、子供は子供なりに休みの間も頑張っていたんじゃないかというふうにみえています。

真夏に授業をする、これは去年エアコンの整備ができていて良かったと思ったら、密閉になってそれはちょっとまずいかなって言うようなことで、なかなか悩ましいとは思いますが。

私がこの質問で言いたいのはですね、勉強が遅れたからといって、あまり無理をして詰め込むようなことはすべきではないと思っておるところです。こんな困難なときはやはり基本に立ち返って、年齢に合った確かな学力を付ける。もう1つは人としての力を付けていく。人間力を付ける。ここが大事だと思います。学校という集団の中で、授業、生活、行事を通じて大事な力をつけていくのだと思っています。学力も人間力も一つ一つ積み重ねていくものだと思います。ここは子供の底力、先生の底力を信じてですね、本来の学校教育の基本を確認しながら遅れ対策を焦らず、慌てず進めていくべきと思いますがいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

教育の基本に立ち返り対策すべしという御質問に対してお答えをいたします。授業再開した当初、子供たちの戸惑いとか生活リズムの崩れなどによる学校生活への不適應を心配しておりまして、小学校は再開後2日間1校時短縮するなどの対応をいたしましたが、現在のところ休業中の生活スタイル、生活リズムに若干の乱れはみられましたが、心配していた状況についての報告は受けておりません。

今後、夏休みの短縮や行事の精選簡素化、コロナ予防対策など、通常とは異なった状況のもとで子供たちが学習しますので、各学校でカウンセラーなどの専門家の支援を受けながら、子供理解を徹底し、子供たちの適應に十分配慮してまいります。また、教育の基本は子供たちが自ら成長しようとする力をいかに伸ばすかにあります。授業についても子供たちの学びに向かう意欲を高めるため、これは例ですけれども、ふるさと教育の一環として、佐川町の林業の様子を実際に山林で学習する授業とか、佐川町産の木材を加工して活用

法を考える授業とか、牧野博士命名の野菜を栽培して、そのおいしさを体感しながら活用法を考える授業と。こういった体験的な授業の実施をしていきます。

次に、子供たちが生きていくうえで必要な判断力、コミュニケーション力、好奇心、忍耐力などをアートを使って身につける *Atelier for KIDS* の導入をしていきます。先ほどもご指摘がありました人間力につながっていきます。また、人間力育成のために、ICTや論語カルタの活用などにより、論語学習の導入をこれはただいまやっております。

次に、算数数学の学習を人工知能が個別最適に支援するコンパス社の学習ソフト、*Qubena* の実施をしております。

次に、小学校低学年でコンピューターを使用しない段階からプログラミングを学び、高学年で動物のロボットを制御するプログラミングまで到達するプログラミング授業を実施しております。

次に、自分たちで課題を特定し、手法を考え試行錯誤しながら答えに行き着くプロジェクト学習の導入をしております。

これらの取り組みを支えるためにタブレットなどの情報機器の配備を進めます。このような取り組みを進めまして、ふるさと力、人間力、未来創造力を育てる佐川未来学を推進して、魅力ある学校生活を実現してまいります。これらの取り組みの中で既に導入が進んでいるものについては、子供たちからタブレットの学習は楽しい、それから *Qubena* はおもしろい、と、どんどん進むと、論語については自分たちの良さに気がついて楽しいといった反応があります。教員からも *Atelier for KIDS* で子供たちの見方が変わったとか、プロジェクト型学習で生徒たちも生き生き活動して、自分たちも認識を新たにしたりなどの好意的な反応が出ております。今後、取り組みを充実させていこうと考えております。

次に、教育課程を編成し実施するうえで、基本的な配慮事項として、児童、生徒の加重な負担を避けながら、児童の発達段階と、いつ、何をという適時制といいます、タイミングなんですけど、適時制に配慮すること、それから傾倒性を重視することと考えております。これらの配慮事項を無視して、教科書の内容を単に、消化するという表現がありますが、消化していくと授業が無意味な時間となりまして、子供たちが学びから逃げ出す結果となり、返って害ともなる危険性もあると考えております。

議員ご指摘のとおり、教育には子供たちが学びに向かう力と適時制、傾倒性が必要です。私は、教員の良識と教育にかける思い、それと、子供たちの自ら伸びていく力を信じ、応援してまいります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

ありがとうございました。本当に子供たちに、あれをしてあげたい、これをしてあげたい思うことも大事だと思いますけども、てんこ盛りでなかなか食べきれないようにならないように、後のほうに言われた発達段階に応じて、今、いつ何をして、子供に力を付けてもらわなければいけないかということろを大事にして、大変だとは思いますが、頑張っていたきたいと思います。子供の底力、先生の底力を信じてですね、楽しい学校を続けていってもらいたいと思います。

しかし、中学3年生は高校の受験という競争がありますが、自分の置かれた状況の中で最善の努力と選択ができるような気持ちを育めたらいいのではないかと思います。けれども、言うが易しで大人たちにとっては大変なことではありますが、私からは子供や先生方に明るく楽しく、これからの学校生活は目標をもって、自分を信じて頑張って、とエールを送らせていただきます。なお、高校受験のテストについては出題範囲を考慮すべきではないかと思います。この辺りの情報は入っているでしょうか。お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

高校入試の出題範囲等についての御質問にお答えをいたします。県教委からは現時点では予定どおりと聞いております。このあと、8月の初旬に中学校と高等学校の校長会がありまして、そのあたりで例年アナウンスをするものですが、このコロナの状況ですので、まだ予断は許されませんという状況があります。

今後、動向を注視し、子供たちに不利な状況が生じる事態が予測される場合は、しかるべき場面で県教委に要請をしたいと考えております。

教育の第1の当事者は子供たちですので、町民の皆様の御理解、御支援をいただきながら、子供ファーストで、常に子供たちのためにどうなのかと問いかけながら取り組んでまいります。以上でございます。

7 番（森正彦君）

受験についてはしかるべき時期に、しかるべき判断をすると、子供のことを中心に考えていただくということで、必要あればそういう対策をとっていただきたいと思います。

無理に子供を選別することもないというような考えも持っているところでございます。

いろいろ私言っておりますけれども、教育については私はもう本当に素人で、十分な知識も情報も持っていないので、どうか専門の方々の皆さんの知恵を結集して、この難局を子供ファーストで乗り切っていただきたいと思います。

先ほどから、底力っていうことを何回も使いましたが、実はこの言葉は第4次総合計画の中にありまして、住民の底力、役場の底力、役場職員の底力で住みよい町、住みたい町を作っていこうというところでございます。今回、ずっと皆さんの質問と答弁を聞いていた中で、本当に役場の皆さん、チーム佐川で頑張ってくださっているということを本当実感しております。これからも大変でしょうが、体に気を付けてチーム佐川で頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、7番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで食事のため1時半まで休憩します。

休憩　　午前11時40分

再開　　午後1時30分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番、中村卓司君の発言を許します。

11番（中村卓司君）

11番議員の中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、令和2年6月議会の質問をさせていただきたいと思います。

本議会の質問する議員はコロナの質問ばかりということで、私の質問するようなことがなくなっていましたけれども、せっかくの機会でございますので、質問させていただきます。

このコロナ感染症は発生後、4月の16日に全国に緊急事態宣言ということが発令されまして、各種の行動自粛、接触機会の8割の削減、そして3密の回避等が行われて実施をされました。そのために、個人および法人の感染拡大防止に向けて、積極的に取り組んでいたところでございます。その間にはタレントの志村けんさんとか、岡江久美子さん、また力士の勝武士さんとかいった方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りしたいと思いますし、また、マスコミ関係でも有名な方々が、いろいろな病気にかかり、スポーツ選手のOBも入院されたというふうな報道がなっております。そのことから、実生活において経済的にも非常に圧迫を受けるというような、日本中になっておるのが現状でございます。

そこで、今議会では佐川町において、コロナ対策として町内の影響や町民の皆さんへの、町自体の細やかな取り組み支援がどのように行われているかというようなことで、まず質問をしたいと思います。最初にお断りをいたしますとおり、大変大勢の方がコロナの質問をいたしましたので、ほとんど重複をしますので、今回は絞りに絞りきって経済活動を中心にしながらですね、商工会メンバーに入っております商工業の皆さんのコロナに対する町の取り組みという事柄を中心にですね、質問をさせていただきたいと思います。もちろんですね、子供たちや子育ての家庭、一般の町民の皆様にもですね配慮してるということでございますけれども、多くの皆さんがそれに関係する質問をしましたので、商工業に関する質問をさせていただきますが、まず最初にですね、町の行政としてなかなか商工業に対しての資料がないということで、四苦八苦をしておったのが、4月の終わりから5月の前半だというふうに思います。町の行政のほうに資料が乏しかったということで、商工会のほうからだんだんの議員の皆さんからも質問がっておりますが、アンケートを実施をしております。唯一ではありませんけれども、近い資料としてですね、このことが大きな町民の実態を知る資料になったんではないかと思います。その資料をいかに町行政として把握をして実態の内容についてどういうふうにご利用されているか、まず、そこから聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。

産業振興課長（森田修弘君）

中村議員の御質問にお答えさせていただきます。町の商工会を通じましたアンケートにつきましては、昨日も回答させていただきます。

したが、約 390 くらいの事業者にアンケートを行いまして、172 業者、44%の回答をいただいたような形になります。その中で、見えてきたことと言いますと、推測はできていたことではあります、特に飲食業の減収幅がものすごく大きいと。それから旅客運送業や理美容についてやはりある一定の減収がかなり大きいものになるというふうに捉えております。

全体の事業者については個別の事業者名としてのデータをいただいておりますので、この業者がっていうことではないですけれども、全体として回答の多かった業種、1 社、2 社の業種になりますとなかなかその業種がどうだったということの判定が難しいですけれども、全体としては飲食業、理美容とかそういったものが大きいという、もともと推測の範囲ではありますけれども、そういうところが影響があったというふうに考えております。

支援策につきましても減収に応じた支援策とともにですね、昨日来、御回答させていただいている「佐川町飲食店等感染症防止対策給付金」こちらのほうを創設いたしまして、特に密接、密集こういったものが避けられない業種、営業にあたりましてそういったものが避けられない業種につきましてはやはり、総じて売上減少の影響が大きいということで、こういったところに対しましても売上減少に関わらず重複して給付を申請していただけるように、2つの支援策を設けさせていただいたものでございます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ご報告がございましたとおり、このアンケートは4月の30日に390件送付をされまして、5月の11日に172件の返送があったということで、回収率が44.1%ということであります。その業種につきましては、卸売、小売、建設、飲食、サービス業、その他もろもろでございますけれども、172件ですか、送付があつてございます。そこです、まず、2月、3月、4月というふうに売り上げがどうなったかということもこのアンケートの中には調査をしてございまして、さすがにですね、2月の売り上げの減少で影響なしとか10%未満と言われたのは172件の内の109件、63.4%のが影響なし、10%未満、月を追うごとにその数が少なくなりまして、3月には75件、43.6%、4月には55%、半分以上の人が、いや、ごめんなさい、影響なしというのがどんどんいって3分の1くらいに、この減っていった32%の人が影響なしでございますけれども、ということは、2月、3月、

4月になるにつれて影響が大きくなった、っていうのが出ておるのが先ほどの報告がありました数字の内容でございます。

特にその4月というのが70%以上が影響があると、売り上げの70%以下になったというんですね。それが171件中24件、14.0%、10%以上から70%以上を合計しますと62.3%の人が、4月には影響があったということです。

そこで、先ほどもお答えはいただきましたけれども、個人の名前でアンケートをとってございましたので、業界としてどういうふうな業界がっていうふうなことを把握したうえで、飲食業とか居酒屋さん関係ですね、特に影響があったと思うんですが、さらにそのもうちょっと踏み込んだ数字というのは、そこに把握できてるのか、例えば飲食業といっても、食料関係とかもありますし、居酒屋さん関係のお酒を伴うところもありますし、それから喫茶店とかですね、ところもあります、そこでの細かい数字が今分かっておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。この集計結果につきましては業種については報告を受けておりますが、個別の業者名はいただいておりません。業種についてはいただいております。その中で、個別の飲食業であるとか、理美容業ごとにどういった減収の幅がこれぐらいといったような細かいデータの分析自体は現在のところ行っておりません。以上でございます。

11番（中村卓司君）

本来ならね、やはりそこまで細かくやるっていうのではないと、飲食業関係、食料関係だけってなると、どこがどういうふうに減ってるというのが非常に分かりにくい。まだ個人情報関係で役場にはその数字を出しにくいっていう、商工会のお答えもございました。個人データの全部、個人名も載ってまして、その元の原本は商工会にあるそうでございます。けど、本来ならそこを徹底的に調べてですね、手を足らしていくというのがですね、最終的には必要であろうかと思います。副町長、町長も言われるとおり、町民に寄り添うという、本当の寄り添い方っていうのはそこまでいかんと十分ではないっていうのが私の考え方でございます。ぜひですね、もう少しその、踏み込んでいただきたいというふうに思っておりますことを今ちょっと付け加えさせていただきます。

そこですね、このアンケートもございますが、従業員を雇用している、これがですね、172 件のうちの 96 戸です。55.8%の半分以上ですね、が、雇用している。そして、その従業員の処遇に対してこのコロナの影響でどうなったかっていうことを調べております。これ大事なのがですね、解雇。6 件。時間短縮、14 戸。合計が 20 戸がですね、従業員に対してなんらかの処遇、処分と言ったらおかしいですが、コロナ対策として、従業員を仕事の時間を減らしたり辞めていただいたということが出ております。そこですね、この雇用調整助成金なるものをですね、当然、その従業員の方から申請があつておりますが、これは重複しますけど、もういっぺんその申請がなされたっていう実績がいかほどあるか、聞かせていただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。この雇用調整助成金につきましては国のほうの制度でありまして、こちらのほうで申請の件数とかっていうのは把握しておりません。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

町としては、全然それは把握できないような状態になってるんですかね。

この調査でいきますと、申請済み、申請予定の店が 15 件ってこうなっておりまして、8.7%の方がですね、この助成金を利用済み、予定ということに数字が出てきております。そこですね、これも町がなかなか関係が難しいかも分かりませんが、解雇された方とかですね、時間短縮をされた方が実にその弱い立場であると、こういうふうに考えざるを得ないんで、雇用調整金の中で、雇用主がその方をどうしたかっていうのも分かりませんが、そういう方に対してでも町としてなんらかの形の手を添えるってということが、必要ではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

ご指名いただきましてありがとうございます。中村議員の御質問にお答えさせていただきます。そこまでですね、各事業主の個別の事案に対して、行政として踏み込んで何か対応すべきというふうには考えておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

町長のお考えで、行政としてそこまで踏み込むことは考えてない

ということでしたが、繰り返して申し上げますと、町民に寄り添うというのは本来ならそこにまで踏み込んで、町民の皆さんに寄り添うということが必要だろうと思います。私はそう考えます。町長はそこまで踏み込んでやらないということなのですが、私はそう思いしますが、そのことにつきましてのあとでちょっとお話も深く話を進めたいと思いますが。

そこで、3千万の基金積み立てってということがなされております。10万の助成、個人の助成ですね。これをやるについては、だんだん説明もありました。間違いがあったらもういっぺん電話をして、これでいいですか、こうですかっていうものをものすごく手を足らして役場の職員は頑張ってこられたという実績があります。それが本来の寄り添うということではなかろうかというふうに思っていますが、その基金の使い道っていうのがですね、どういうふうになされるかっていうのを、詳しくまず聞いてみたいと思いますが、その前にですね、今、基金の状況、金額おわかりになる方はどなたかおりますかね。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。6月5日現在の状況ですけれども、事業所に対しましての給付につきましては、101の事業所に対しまして1,240万円給付をしております。個人に対しましての給付につきましては19世帯に対しまして57万円の給付をしておると聞いております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時51分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番（中村卓司君）

給付のほうを教えてくださいましたが、最初に聞いたのは、今、基金の状況が、恐らく3千万もとだったんで、一般的にも公募してましたんで、増えてると思うんですよね。その基金の状況が今どんな状態か、まずそれを聞かせてもらってから聞きたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

寄附金につきましては町が入れました、町のほうからの３千万と以外の分としてですね、寄附金のほうが２０件ありまして、２７６万７千円の寄附をいただいているということを聞いております。以上でございます。

１１番（中村卓司君）

そうすると２７７万を足して、３，２７７万ですね。で、いいですか。その中からですね、今までの実績として１０１戸、１，２４０万、それから１９戸、５７万というふうな使い道をなされていますが、その具体的な内容を教えてください。

産業振興課長（森田修弘君）

チーム佐川支え合いの事業者給付金のほうが１６件、一律１０万のほうが１６件ということです。収入減少が甚大な事業者に対しまして、３０万の支給をしたところが２件、４０万の支給をしたところが１件、５０万の支給をしたところが４件、それから感染予防の対策の給付金のほうが７８件の支給をしております。以上でございます。

１１番（中村卓司君）

金額の多いのは前段でも質問の議員さんおりましたけれども、年間の、月の売り上げか、の金額が大きい３００万とか５００万とかいった方が対象になっていると、こういうことでいいですかね。

それで、１，３００万くらいが今使われていたということになります。あと、どういうふうな業種、どういう方々に助成がなされているのかという道筋というのが、どこが道筋を立てて、どこが判断して、どのようになっているような予定になってございますか。それを聞かせてもらいたいと思います。

副町長（中澤一眞君）

今後の基金の、基金による給付の道筋ということをお尋ねでございます。先ほど、産業振興課長のほうから申し上げましたように、現時点で、事業者向けの給付は２本立てでございます。これは５月の臨時議会で、とにかく急ぐ、スピードだという御指摘を議会のほうからもいただきました。ということもあって、１つは感染予防に努力していただいている事業者、これは業種を一定、定めまして、その業種に該当しておれば一律１０万円を支給させていただくと。もう一方が収入減少に応じてですね、３０％以上減少していれば一律１０万ですけれども、額が大きければその分少し加算をさせていただく

と、そういう２本立てでスタートをしております。

今後ですね、例えば感染予防のが先ほど 78 件と申し上げましたけれども、想定では 170 件くらい業種が、そういう業種が、該当する業種がですね、町内にはあるのではないかなというふうに思っております。まだまだ商工会ですとか、町内の金融機関であるとか当然もう役場もいろんな広報と手段とですね、お知らせをしておりますけれども、まだ申請をいただいてないところがあるのではないかなと、これまだ毎日のように受付しておりますので、またこれは当面続いていくだろうというふうに思っております。そのうえでですね、その感染予防に関しては午前中もちょっと申し上げましたが、やはりまだコロナ終わりませんので、やっぱり努力というのは継続をしていただく必要があります。これを今こういう形でやっておりますけど、どれだけ続けるのか、努力を続けていただく、そうすると支援のほうも次を考えていかなければならないのではないかなというふうに今思っておりますけれども、また、その点はまだ半分程度でございますので、今しばらく現状を続けていくということを考えています。

それから、収入減少に伴う支援のほうですけれども、こちらのほうはなんといっても国の持続化給付金、これが個人 100 万円、法人 200 万円、これはもう支援としては一番大きなものですので、これ先ほどの御質問にありました、なかなか全く町を通らないものですから、町の相談窓口を使っていただいて、そこから申請をしていただいたら、これが十数件、今、もう既にあっておりますけれども、そういった方はわかるんですけど、直接国のほうにオンラインで申請をするという方も、我々は知るよしがないというか、知る術がございません。ですから、どれだけその申請をいただいているのか分からないというのが現実でございますが、できるだけ私どもの窓口を通じて、該当するところは利用していただく。それにはまらないところは町の支援を使っていただくということでですね、6 月中の申し込みということになっておりますので、精一杯、今の 2 本立ての制度を運用していきたいというふうに思っております。

それ以降についてどうなるかというのは、これは運営委員会、昨日、西森議員の御質問にお答えしましたように、運営委員会の中で、これはもう時々刻々、状況は変わりますと。私どもが、例えば感染予防でも想定していた業種、これは私どもも正直これぐらいはみて

おけば大丈夫だろうと思ってスタートをしたんですけれども、やはり御相談いただく中でですね、「いや、うちもこういう状態ですよ」というの、いくつかいただきました。それについては運営委員会すぐを開いていただいて、こういう業種で御相談来ていますと、これは確かに3密で営業するうえでさまざまな努力が必要だ、というふうに思われますから追加してよろしいですかということを御定義して、御承認をいただいてそれを追加をしていくというようなことを毎週のようにやっておりますので、午前中の御質問にお答えしたように、いろんな御相談に応じてですね、できるだけ困っている方々に御支援ができるように、そういう運営を心がけていこうということで3者で合意した運営を今やっていると、そういう状況でございますから、今後もその姿勢は続けていきたいというふうに思っております。以上です。

11 番（中村卓司君）

少し話戻りますけど、この基金の利用が出来る方っていうその、ターゲットとというか、その対象になる方は例えばその商業でお商売をなされている方だけに使えるのか、そうじゃない生活も含めてやられる方も対象なのか、町民全体が対象なのか、この基金に対して。そういう対象の縛りっていうのはございますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。チーム佐川飲食店等感染症防止対策給付金につきましては事業者をターゲットに、これは個人であれ、法人であれ事業を営んでいる人を対象に考えております。個人につきましては生活の困窮の度合い等に応じましてですね、今、社会福祉協議会のほうで相談窓口を設けておりますので、その中で個人の方向けには対応していくということになっております。以上です。

11 番（中村卓司君）

いや、だからほんで、それでその3千何百万という金額の中では、その商業に限らずにどんな方でも対象になるんですよというんですよね。そういう意味じゃないですか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。例えば、先ほど前の質問にアンケートの調査結果の中で解雇という事業者が何社かあるという中で、その事業者、事業主に対して直接何か働きかけをすとかそういうことは行政としてはしておりませんが、個別に、解雇をされたとかア

アルバイトがなくて本当に困窮しているんだ、困っているんだという個人の方が社会福祉協議会に相談に来て、これは給付をして支援をさせていただきましょうということになると、この基金の中から支給をしていくという形をとっております。

この基金の中から個人向けに給付された金額が 19 件で 57 万円ということ、先ほど新興産業課長から説明をさせていただいておりますが、個人の方に対してもこの基金の中から給付をさせていただいてるということになります。

11 番（中村卓司君）

はい、分かりました。そこです、少しその今の質問の中で感じたことながですけど、国のやる助成金はこの調整資金の、ここ、全然分からないって言いましたよね。ということはこの基金の申請をした人が言わずにこれをもらっても分からないというようなのは現実ながですか。

町長（堀見和道君）

もし、私の答えが的確に答えていることになってなかったらもう一度御質問いただきたいと思います。基本的には事業者から申請がありまして、売り上げが 50% 以上下がっているということが判明をした場合は国の持続化給付金の申請のお手伝いをしております。ただ、この 5 月から受け付けを始めてですね、5 月に町の給付金の申請をしました。5 月の時点では 35% 減少です。今後例えば 8 月、9 月になって、やはりコロナの影響が出て、50% 以上売り上げが下がりましたということになると、その時点では国の持続化給付金も申請できるということになりますので、そこはタイミングの問題もありますけども、今は相談に来ていただいたときに 1 件 1 件個別にですね、売り上げの推移ですとか、去年の売り上げの状況とかそういうことを書面を通して見させていただいて、判断をしながら適宜給付の申請のお手伝いをしていると、給付の申請を受け付けているということになります。以上です。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 3 分

再開 午後 2 時 4 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番（中村卓司君）

まああの、ちょっと抜け道みたいなことにもなりますけれども、そら分かん、分かんので仕方ないんで、抜け道という言葉がありましたけども例えでございます。訂正です。分かりにくいというのはちょっと少し問題があるかなと私は個人的に思いましたんですが、そこでですね、例えばですね、佐川町にお困りの組織というのはたくさんあると思うんです。大きいところでいいますと、例えば司牡丹、それから黒岩観光さん、というのは非常に大きくて大きい金額が動いているんですけども、そういった助成に対しての町単独ってというのは今のところどうなんですかね。考えているのか実績があるのかそれを知らせてもらいたいと思いますが。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。個別の名前はこの場では控えさせていただきたいと思いますけれども、減少に対する町の基金による給付金というのは業種を問いませんので、個人も法人も問いません、業種も問いません、ただコロナの影響で売り上げが一定以上落ちていると、落ちている幅が月 300 万を超えている場合には 50 万まで段階に応じて支援します、という仕組みで今運用しております。ですから、当然対象になり得ます。今お話のところとかですね。以上です。

11 番（中村卓司君）

個人でございますので、そこがやっているのかやっていないのかという質問しても答えられませんので、それはスルーをさせていただいて、そこでですね、今度はもう少し小さくなって、例えば 10% 未満で全然国の助成制度に引っかからないというのは、業種出てきますよね。その方もある程度コロナで売り上げが下がっているという救済策というのがいると思うんですが、その辺の手当は先ほど言ったお手紙で商工会のメンバーに手紙を出したりというようなことをやってるんですが、他にその少ないところの手立てっていうので何か考えてますか。

副町長（中澤一眞君）

売り上げの、なんらかの売り上げの減少をきたしている事業者さんに対してという意味もあってですね、感染予防の飲食店等への 10 万円の給付というのはこれは何度も産業振興課長が説明しましたよ

うに、売り上げの増減全く問わないんです。全く問わないんですけれども、やっぱりその3密を避けがたい事業者、これ飲食店、食堂、理美容、そういったところですよ。そういったところは間違いなく売り上げが何らかの影響は受けているだろうという思いが私どもにはあります。ただ、やはりその早く出さなければいけないということがニーズとしていただいておりますので、売り上げの数字を出すのではなくて、業種に当てはまっておれば一律出しましょうという判断をさせていただきました。そこは、10%未満であろうが、逆に減っていないでもですね、対象にするんです。これはなぜかという、感染予防にそれだけ努力をしていただいている、つまり事業を進める、続けていただくうえにはそういう努力を継続してやっていただかなきゃいけない、そういう思いで対象にさせていただきました。

この仕組みというのはなかなか他ではやってないんですけれども、今、お話のありました、売り上げが小さな減少でしかないといったところも、業種さえですね、やっぱりコロナに対してしっかり対抗していただく、対処していただく必要があるという事業者さんはそれですべて対象に含まれるということになろうかと思います。

ただ、お話のように、今後、状況がどのように推移するか分かりません。私どもも想定をしきれていません。そのことは、これからさまざま情報いただいてですね、いろんなところから情報をいただいて、必要な対象が見えてくれば、そこに対してまた新たな対応策を考えるとすることは当然、今後ありうることだと思っています。

11 番（中村卓司君）

そこですね、何度も繰り返しますけど、まだまだそこまで町民の皆さんにきれいに徹底してるというのが、行き渡ってないと思うんです。私のところにも聞くところで「どうなってるや」っていうものを聞くがですけど、例えば大工さんとか、それから塾、それから行政がずっとわかるところは、はや、町民プールによね、今度の補正予算で387万一時給付ですかね、損失補填ですかね、補正が出ますよ。町はずっとわかるけれども、なかなか声として声出しきれてないっていうところが随分あると思うんですよ。

そこで、寄り添う意味で、商工会に加入しているメンバーにはですね、文書だけではなくて、例えば訪問する、電話を入れる、「お困り事はありませんでしたか。」これぐらいのですね、手を、心を足し

ていくというのは本当に寄り添うという意味で佐川町の姿勢が問われるというふうに思っています。町長はお答えの中でそこまではしないということでしたけどもそこまでしてほしいんです。

今日の質問は、それをしてほしいという要望の質問です。お願いというのはこの場であまりしたくはないんですが、あんまり声を荒らげてふといことを言うといきませんので、静かにお話をしますけど、そこまで手を足らしていただくというのが町長がやりませんと言いましたけどやってくださいよ。やりませんと言いませんでしたか、やりますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。一番最初、私がこちらで答弁したとと勘違いされてるんじゃないかなと思いますが、電話をかけてですね、まだ申請来られてないですけどどうですかという声かけはしてます。かなり丁寧にやっています。私も直接電話したお店もあります。そこまでやっていますので、やってないということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

ただいま商工会のほうにおきまして、商工会に係る事業者のほうについては事業各社、国の事業者給付金、持続化給付金等につきましても申請の必要がないですか、といった問い合わせを今しているところでございます。佐川町におきましても、県の休業要請交付金、こちらのほうが休業要請協力金のほうですね、こちらのほうが締め切りが近くなっておりますので、飲食業関係の方にもし対象になっておって申請されてない方がおられないかどうか、飲食業を中心にお電話をかけたりということを今現在させていただいております。その後、商工会のほうでは持続化給付金のほうにつきましては、まだ、6月、7月、8月そういったような月の売上減少見ながら申請したいと。自己資金があるところについては、しばらく「申請できることはわかってはいるけど、ちょっと様子を見てみる。」とかって、そういったような話もお伺いしております。商工会におきましては、アンケートにおいてのフォローなんかというのもしさせていただいているような状態でございます。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

ぜひですね、手を足らしていただく、アンケートに参加をして送付をした 390 件全員にですね、その声が届くようにですね、商工会

含め行政のほうもですね、お手伝いができるようお願いをしたいと思います。

それから、これは通告にしてなかったんですが、このコロナの影響でですね、ぐるぐるバスに見たら、ほとんど乗ってないみたいな感じなのですが、急な質問で実績がどればああるろうというのは分からんかもしれませんが、町長報告の中にいつもぐるぐるバスが出てたんで、今回は出てないんでどうかなというふうに思ったんで、質問をさせてもらいたい。分からなければ良いですよ。どれぐらいの実績があるかなという質問でしたけど。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

中村議員の質問にお答えさせていただきます。ぐるぐるバスの利用実績という数値を今、把握をしてないというか、今持ってませんので、また後で中村議員のほうに報告させていただきます。以上です。

11 番（中村卓司君）

はい、わかりました。商工会関連のコロナに対する影響ということで、質問をさせていただきました。細かいところまでやっていただけるということで、大変ありがたく思います。ぜひ、強力にそのことを進めていただきたいことをお願いを申し上げまして、第1問は終わりたいと思います。

次に、黒岩地区の柳瀬川の改修、河川改修について質問をさせていただきます。この質問は数回私もさせていただいて、やっと軌道に乗り、乗ったというものが良かろうかと思いますが、第1工区、第2工区、第3工区まであるんですかね。まずそうですね、今、黒岩の河川改修、柳瀬川の河川改修の現状、進捗状況についてお聞かせを願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

建設課長（池内伸雄君）

柳瀬川の、柳瀬川河川改修の進捗状況ですが、平成26年度から再開をされており、事業実施に当たっては仁淀川本線合流部から工区を7工区に分け、下流側から順次上流域へと施行を進める計画となっております。平成30年9月定例会でも御質問をいただいております、重複する部分もありますが、事業開始からこれまでの経過を説明させていただきます。

平成26年度には全体の概略設計、平成27年度には氾濫解析と環境調査、平成28年度には1工区、約900m区間までの左岸側の用地調査、平成29年度には同じく1工区の残る右岸側の用地調査に加

え、兩岸のボーリング地質調査、詳細測量設計が実施をされております。平成 30 年度には黒岩橋の橋梁予備設計、土地鑑定評価業務が実施されており、地元説明会の開催を経て、用地買収に着手をされております。令和元年度には用地買収を継続し、令和元年度末で 146 筆のうち 35 筆の用地買収が行われております。令和 2 年度につきましても引き続き用地買収を行い、企業地の確保に努めるとお伺いしております。以上です。

11 番（中村卓司君）

この 146 筆というのは 1 工区ということですかね。900m と言いましたかね、大体どのあたりになりますかね。大田川の下とか、大体で構いませんが、900m いうてもなかなか分かりにくいですが。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。黒岩橋から上下流に、黒岩橋が丁度中間点くらいになりまして、黒岩橋から上下流に 450m くらいの位置になります。ちょっとごめんなさい、大体どの地区というところまでは明確に分かりません。失礼します。

11 番（中村卓司君）

この 900m 1 工区っていう 7 工区に分かれていると思う、全長でこの距離っていうのは何割になるんですかね。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 19 分

再開 午後 2 時 20 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。全長が 6.3 k m のうち 900m、0.9 k m なので、大体 14% くらいになります。以上です。

11 番（中村卓司君）

なかなか最後まで行くのが、何十年かかるかわからない予算のつき方ですが、今買い上げをなされておるということで、146 筆のうち 35 筆買い上げが済んだということですが、今年年度の予算というのがどれぐらいついてるのかということと、10 アールあたり、千平米

あたりで単価というのは、1 平米でもかまいませんけど、単価というのはどのくらい打っているのか、それから栗を植えたり水田であったりで単価が違うと思うんですけど、その辺の細かいことがわかっておれば聞かせてもらいたいと思います。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。まず、本年度の予算であります、用地買収補償費といたしまして、3 千万円の予算が組まれております。2 つ目にありました、10 アールあたりの単価、また水田や栗などの場合の補償につきましてはですね、現在のところ実際、事業主体が高知県でありますので、私のほうでは把握をしておりませんが、必要であればまた後日報告させていただきたいと思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

この3 千万というのは、土地買い上げの金額は入っていないということかな。入ったとったら単価的にわかりやせんかよ。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。土木のほうで確認したときには一式という形でお答えをいただいておりますので、詳細については今日お答えすることはできませんが、後日また報告させていただきたいと思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

1 工区 900m がいつまでにできるかなという心配で単価とか金額を聞いたんですが、その前に建設課へ行ったときにちょっと資料見せていただいたんですが、年度的にはあと2 年くらいすると、再来年ですか、くらいになったら大体ができるんじゃないかというふうな予想を立てておりましたが、それでよろしいですか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。現在のところですね、1 工区、右岸側の用地買収に着手をしておりますが、用地買収箇所には上下流ばらつきがっております。中にはですね、要調整筆と言われる筆がありまして、この要調整筆といいますのは、合意未形成、まだ了解がえられてない土地等が含まれております。令和2 年度以降、本年度以降はですね、要調整筆等の用地交渉に努め、用地買収範囲に連続性をもたせ、円滑に工事着手できるようにしていきたいということをや越知土木で伺っておりますが、用地買収の完了時期までについて

はですね、明確にお答えはいただいております。以上です。

11 番（中村卓司君）

できるだけね、早くやってほしいという思いから質問をさせていただくわけですが、予算がおりなければね、用地買収も出来ない。それから今現在ですね、用地を買収に当たって担当してるのは土木の職員さんだけですか。地元の方も一緒になって回ってるじゃないことではないですかね。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。中央西土木事務所の用地対策のほうで用地交渉しているとは伺ってません。地元まで入ってるという話はちょっと伺っておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

その予算がないと用地も買えないというところでございますが、予算がつくつかんも土木の関係の袖振りだと思いうんですけど、町長のほうとしても越知町長と協力して予算の獲得で努力をされていると思いうんですが、その辺の、そのあんばいというか県の考え方というのは、新しい知事に十分に引き継がれながらコミュニケーションを今とってございますかね。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。予算と言うよりは、先ほども課長のほうから説明がありましたが、用地の取得に今少し苦労している部分があります。先ほど課長からは中央西土木事務所の担当者が対応しているというお答えをしましたが、もう一度、越知町にも確認をさせます。地元がどのように動いているかということ。当然、地元の市町村も一緒になって動いてですね、用地取得に向けては努力していくという形が考えられますので、そこは確認させますけども、予算に関してはお願いをしております。ただ、他の河川の改修、他の南海トラフ対策の予算もありますので、特別この柳瀬川だけ特段大きくというわけにもいきませんが、今、県のほうとしましても一生懸命予算をつけて前向きに取り組んでいただいておりますが、進捗が早くなるならないは地元の皆さんの御協力がとても大切だというふうに思っておりますので、越知町とも力を合わせてですね、取り組んで行きたいというふうに思っておりますので、ぜひ中村議員のほうもですね、地元の皆さんに対してご尽力いただければというふうに思います。以上です。

11 番（中村卓司君）

私も永田議員さん議長のとときとか、榎並谷さんのとときとか努力をされて、私も微力ながらですね、地元の皆さんともお話をさせていただき、また大野県議ともお話をしながらですね、進んできた経緯がございますので、協力できることがあればですね、全て協力をさせていただきたいと思いますが、土地の使用ができればすぐ工事にかかれると思いますので、その工事をする姿がどんどん増えていきますと、地元の人もその気になっていただけるということがあるかと思っておりますので、その1工区が早く全筆を買い上げて工事に移っていくように、できるだけ早く努力をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、この場から質問を終わりますが、先ほど来コロナ、コロナでですね、コロナばかりでなかなか新しい日が見えて来られないのではないかとこのように思っておられますけれども、佐川町としての行政はですね、前向きに進めていかないかんことがたくさんあります。産廃の問題、道の駅の問題、図書館の問題、494の問題もありますし、これは先ほど言った黒岩河川改修もありますし、牧野富太郎の朝ドラのこともまだありますのでですね、コロナだけに汗まみれになることも、大変でございますけれども、そういったこともですね、今までやってきたも行政も一層前向きに進むことをお願いをいたしまして、職員の皆さんの努力に感謝を申し上げたい。皆さんよくやっておられると、いう思いからですね質問をさせていただきましたので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、11 番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで 10 分間休憩をします。

40 分まで。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 40 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、4 番、下川芳樹君の発言を許します。

4 番（下川芳樹君）

4 番議員の下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い 5 点の質問をいたします。

今議会においても、町政の質を問う者としてこの席から質問をさせていただきます。執行部の皆様には誠意ある御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスに関する佐川町の状況について 4 点質問を行います。

中国の武漢市を発生源とする新型コロナウイルスが世界各地に急速に広がっています。当初は中国国内からヨーロッパやアメリカ、中国近隣諸国を中心とする北半球での発症が拡大しておりましたが、現在はアフリカ大陸や南アメリカ大陸等、南半球へとその拡大は止まりません。6 月 9 日現在で世界の感染者は 706 万人、40 万人あまりの死亡が確認をされております。感染者は毎日増加し、前日の感染者は世界で 13 万 6 千人を超えるほど拡大をしております。医療環境が十分でない国々では、感染者数、死亡者数がこれからも世界レベルで増加していくことが心配されています。

また、一旦、封じ込めに成功した国々でも第 2 波による新たな感染拡大が心配されており、日本においても 5 月 25 日に全国で緊急事態宣言が解除されて以降、規制の緩和で北海道や福岡県では第 2 波とみられる感染拡大が、首都圏周辺でも新たな感染拡大が懸念されております。このような中で高知県において、2 月 28 日に初めての感染者が出て以来、これまでに 74 人の方の感染が確認されています。残念なことに 3 名の方がお亡くなりになりましたが、入院されていた 71 人の感染者は既に退院をされており、幸いにも新たな感染者は発症していない状況が続いております。

そこで、1 番目の質問です。本年 1 月 16 日に新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されて以降、2 月当初には感染の疑いのある、イギリス国籍のダイヤモンドプリンセス号が横浜港沖に寄港いたしました。船内での感染が拡大したことで、日本の感染防止対策の是非が大きなニュースとして世界に報道されました。その後、日本国内での新型コロナウイルスの感染拡大に対して、政府や都道府県など、専門家会議の意見やこれまでの反省点を踏まえ、さまざまな感染予防対策に取り組んでまいりました。これらの感染予防対策により、佐川町内でも小中学校の 2 度にわたる全校臨時休業、3

月から4月にかけての卒業式や入学式の縮小、新年度を迎えての各職場での歓送迎会の中止など、その年の節目となる行事の多くが取りやめや縮小となり、町内の事業者にとって経済的にも大きな打撃となりました。

国が進める3密の施策、密閉、密集、密接を避けるため、4月16日には全都道府県に緊急事態宣言が発令され、国、県はもとより、佐川町においても手洗いなどの予防の徹底や、不要不急の外出自粛要請などの取り組みが進んできました。これらの取り組みにより、観光や外食の自粛、営業の自粛、外出の自粛が進み、職場ではテレワークの導入、学校は臨時休業、多くの町民の皆さんは外出を避け、家庭での引きこもり生活を余儀なくされてまいりました。高知県内での感染予防の取り組みは現在のところ成功していますが、これらの取り組みにより、人の流れが抑制され、多くの人が集まる飲食業や観光事業、これに関連するさまざまな業種の人たちへの経済的な被害が発生しております。

そこで初めに、佐川町内においてコロナ対策により経済的な影響があった事業者、さまざまな影響を受けた町民の皆さんをどのような方法で把握されたのか、また、その結果どれだけの対象者がおられたのか、業種別、関係課別にお答えをいただきたいと思います。なお、新型コロナウイルスに関する質問は、6月定例会において質問される全ての議員の皆さんより上がっております。この質問を含めて、お聞きする私からのコロナに関する4点の質問には、他の議員の皆さんと重複する部分が多いので、その部分については、「これまで質問をされた議員さんに答弁したとおりです。」と簡潔にお答えいただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、産業部門の中で商工業についてお願いします。

産業振興課長（森田修弘君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。昨日の商工業者に対する影響ですけれども、昨日、坂本議員のほうにお答えさせていただいた内容と同じになります。よろしくお願いいたします。

4番（下川芳樹君）

どのような方法で影響を受けた町民の皆さんを把握したのか、あわせてお願いいたします。

産業振興課長（森田修弘君）

お答えさせていただきます。5月上旬に商工会を通じまして町

内の事業者に対しましてアンケートを実施いたしております。こちらにつきましては約 390 の事業所に対しましてアンケートを行ったところ、107 の事業者、約 62% の事業者から回答をいただいております。約 62% の事業者から 10% 以上の売上減少があったということでの回答をいただいております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

続いてですね、病院のほうの外来、入院関連で被害が出ているとは思いますが、その状況についてよろしくをお願いします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。病院の被害が出ておるという質問でございますが、経営状況への影響というふうに思いまして、そういった関連の答弁をさせていただきます。

対前年比、同月比で比較しますと、外来のほうが顕著に表れておりまして、外来、4 月、1 日あたり平均 20 人弱の患者減になっております。5 月が 20 人強の減になっておりまして、収益面では対前年、同月比では 4 月は 450 万円の減、5 月は 500 万円の減というふうになっております。なお入院のほうにつきましては対前年同月比でいきますと、昨年 4 月、5 月は予期せぬインフルエンザが大流行しまして病棟の患者数が激減しておりますので、同程度の数字でございますが、通常の状態から言えば入院患者も本年の 3 月と比較しますと 4 月は 5.4 人の減、5 月は 10.2 名の減、収益で言うたら 500 万近くの減、5 月が 1 千万近くの減と、こういったふうに減少になってございます。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

学校についてもですね、休業状態が続いたということで、学校給食のほうの影響等はございませんでしたでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。学校給食につきましてはですね、一部食材のロスが発生しております。こちらにつきましてはですね、補助をしていただくような手続きを踏んで、せんだって補助をしていただけると、補填の補助をしていただけるという通知がっております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

介護福祉部門で特に高齢者の多い介護サービス事業、これについての被害等があればお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。介護福祉部門につきましては、特に介護事業者ということでございますが、経営的な経済的な影響が出るような直接的な影響が出るということは聞いておりません。それはいくつかの事業所に問い合わせた結果でございます。

それから、福祉関係ではですね、障害福祉サービス事業所もあります。こちらにつきましても直接的に影響はございませんけれども、こちらのほうにつきましては、事業所のほうが制作している商品がございますが、そういったところの売り上げが落ちているという、そんな影響が出ているという報告を受けております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

あとですね、これまでの各議員さんの質問の中にもございました、農業面に関する被害、これについてはどのような形で状況を把握され、被害が答弁の中ではないというふうな回答でしたが、そのあたりももう少し御説明をいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

農業のほうにつきましては、高知県農協の佐川支所あるいは斗賀野支所なんか問い合わせをいたしまして、お伺いさせていただいたところ、花卉販売といった特別な特殊な特定の業種を除きましてはほぼ影響がないよということを聞いております。昨日、坂本議員のほうから他にも影響があるって話があるってということをお伺いしましたので、再度確認を取るようにしています。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

これまで御答弁をいただいた内容の中での、被害者なり影響を受けた皆さんの把握の方法なんです、特に商工業は商工会を中心とした被害の把握、農業面においてはＪＡを中心とした被害の把握ということで、それぞれの団体に属していないそのような事業者さん、経営者さんもしらっしゃるというふうに思います。この辺りをしっかりですね、組織に属さないということで組織が使えない、使えなければ情報が届かないということながいように、行政のほうから十分な手立てをしていただきたいというふうに考えます。特にこれまで話題に上がっておりましたワンストップ窓口、ひとつの窓口でというふうなことでの質問に対し、今現在、商工会、役場を中心とする事業者向けと、社会福祉協議会を中心とする一般個人向けの窓口というふうな御説明がございました。本当に困っている方、これま

でいくつか出ておりました高齢者の独居であったりとか、それから、事業者の中でも特にその情報について、十分に把握できてない事業者の方等いらっしゃると思いますので、窓口においてはですね、それらの拾い抜かりがないように徹底して皆さんに支援の手が届くような形の取り組みをお願いしたいと思います。

また、産業面、経済面の影響のみでなくですね、福祉関連では3密を避けるというふうなこともあってですね、事業者の経営への配慮、これは介護施設であったり福祉施設であるわけなんです、それ以外の弱者に対応するさまざまな取り組みについても、なかなか十分な見守りや面談、面接が出来ないというふうなことから、取り残されていくケースもございます。そのような方に対してもしっかり手を差し伸べていただきたいというふうに思います。なお、橋元議員からも出ておりました加茂地区での産業廃棄物の問題なんですが、この事業についてもですね、当初4月以降、新年度を迎えてすぐに説明会を開催していくというふうなことでありましたが、コロナ関連でやはり会議が先送りになっている、遅延しているというふうな状況が続いております。これもひとつ情報の提供をしっかりといただいて、地域の皆さんが4月、5月には説明会があるであろうと思っていたところ、なかなか連絡もお知らせもないねということではなくですね、このような理由で今こういうふうに遅延しているが、こういう内容で取り組みを始めますというふうな文書、これも準備が進んでいて今後全戸に郵送していくというお話でしたが、できるだけ早くですね、その情報が皆さんに伝わっていきますようにあわせてお願いをしたいと思います。

また、窓口の一本化というふうなところについてはですね、今、2つの窓口で対応されているということですが、対応用のですねマニュアル的なもの、1枚の用紙でこういう条件ならばこういうところ、こういうところへつながっていくよというふうな流れをしっかりとシートにまとめて拾い抜かりがないような手立てもあわせてご検討いただいたらよろしいかと思います。

それでは、2点目の質問です。先ほどコロナに対するさまざまな被害等があったわけなんです、日本中でコロナの感染が拡大する中で、全国的なマスク不足から国が国民各世帯に支給すると言った布マスク、先ほど来、たくさんの方がまだ届いてないということでしたが、私の所にもまだ届いておりません。

佐川町の事例ではありませんが、国民1人当たり10万円が給付する特別定額給付金事業も事務処理の問題から早期給付につながらないという自治体も多くあると聞いています。経済的に困窮している国民にとって、支援される給付金がいかに早く手元に届き、個々の不安の解消や生活の維持に役立つことが重要です。テレビ報道から流れてくる経営者の悲痛な叫びが、多くの人たちの心を打ち、助け合いの輪も広がっています。これら経営者の皆さんが廃業に至る前に、いかに早く手を差し伸べるかが勝負です。国からは新型コロナウイルス感染症対応のための地方創生臨時交付金として佐川町に9,500万あまりのお金が交付されます。この交付金を迅速に活用し、町内の支援対象者の皆さんに、一刻も早くきめ細かな支援の手が届きますよう強く切望するものです。

そこで、佐川町が行う支援策についてお尋ねをいたします。国、県が支援するもの、町独自で支援するもの、それぞれについてお答えをいただこうと思っておりましたが、これについても多くの議員さんより質問が上がっておりました。そこで、それらの対象者に対して個々の事業、これの支援の手が届くのにどれぐらいの期間で給付できるのか、その予測が可能ならば申請期日もあります、さまざまな制度の中で書類の処理もあります、そういうことも配慮しながらどれぐらいの期間で届くのか、分かる範囲でお願いをしたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。事業者向けの支援策についてまずお答えさせていただきます。影響を受けました事業者の支援策につきましては主なものを説明させていただきますが、まず、国の支援策としまして持続化給付金というものがあります。これはひと月の売上減少が前年比50%を超える減少と言うことで、そういった事業者に対しまして、個人に対しましては100万円、法人については200万円が上限で支給されるようになっております。これにつきましては、申請された方のお話を何人かお伺いしてるんですけれども、当初は2週間程度で入っておったということですけど、最近は1週間くらいで入っているという話を聞いております。申請に添付した書類がうまく、しっかりと向こうのほうで判断されて早く処理されたものについては1週間程度でお金が入っているという話を聞いております。また、国のほうの制度では一時的に休業

等行いまして、雇用維持を図った事業者に対しましては、休業手当等の一部を助成する、雇用調整助成金やセーフティネットなどといった融資制度なんかがございます。あと、県のほうの支援策としては主に飲食業に対してなんですけども、休業要請等協力金というのがございます。これは遊興施設や飲食業、旅館、ホテルなどに対しまして、感染防止対策のために休業要請や営業時間の短縮の要請を行いましたが、この要請に応じた事業者に対しまして 30 万円の給付がされるというふうにそういった制度がございます。

これにつきましては県のほうが想定で 63 というくらいの事業者数っていうことを想定しておったようなんですけども、5 月 31 日現在、33 の事業者に対して処理が終わったという話は報告を受けております。残りのまだ申請してない事業者等につきましては、先週、今週と役場のほうからも商工会のほうからも「ひょっとして対象じゃないですか」といったようなお声がけをさせていただいて、本日も申請のほうのお手伝いを 1 件をさせていただいている方がございます。

支給の時期につきましては、こちらのほうは 31 日までの分は支給の処理が終わったということは聞いておりますけれども、何日かかったということについてはちょっと把握ができておりません。

あと、町におきましては行政報告等でもご報告させていただきましたが、チーム佐川の基金を利用しまして、チーム佐川支え合い事業者給付金と、チーム佐川飲食店等感染症防止対策給付金、こちらの 2 つ支援策を実施しております。内容につきましては昨日来御説明させていただいたとおりなんですけども、支給の時期につきましては書類が整い次第、迅速にということで、早いものはその日のうちに振り込みの処理を終わらせていただいておりますので、申請の翌日に早い方は入っている方もおられるような状態です。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから個人向けに給付するものについて、分かっている範囲で期日等をお答えさせていただきたいと思います。

まず、子育て世帯臨時特別給付金、これが児童手当受給者に対して国制度で 1 万円支給するもの。それから合わせてチーム佐川子供応援給付金、これは町単独で同じく子供 1 人につき 1 万円と。これにつきましては次の児童手当の受給日は 6 月 15 日になっております。これに合わせて支給をさせていただくことになっております。

それから、社会福祉協議会が窓口になっておりまして、これは基金で運営しているもので、緊急小口貸付金を貸付受けられる方に対して3万円を支給するというものにつきましては、正確に何日ということとはちょっと確認ができておりませんが、少なくとも1週間以内には支給はされてるものというふうに考えております。それから、あとは今後支給する予定ということで、国の特別定額給付金の支給対象とならない4月28日以降で今年度中に産まれる予定の子供さんに対して10万円を支給するということを検討をしております。これにつきましては、今議会終了後チーム佐川推進課等と協議をしてできるだけ早く支給ができるようにというふうに考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

すいません、第1問ですね、事業者さん、個人からの要望の窓口がちょっと狭いなっているというふうなことで、ちょっとお話をさせていただきましたが、その内容の答えをひとついただきたいんですが、今のまんまで取り組みを進めていくのか、もう少し手を足らした形でですねしっかり取りこぼしがないようにそういう被害を受けられた皆さん、また、困っておられる皆さんの声を拾い上げていくというふうなところで、どうでしょうね、行政の考え方としては。お答えをお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。下川議員の御質問にお答えさせていただきます。何度か一般質問におきまして答弁させていただきましたが、事業者向けの相談窓口としましては、商工会と連携をとっておりますが、産業振興課の管轄の中で役場内にワンストップ窓口を置いて今相談をさせていただいております。これ、事業者向けでございますが。まだ申請に来られてないなと気になる事業者さんに対して個別の電話も行っておりますし、産業振興課長からも説明ありましたが、商工会からの電話もさせていただいて後追いをさせていただいてるという状況でございます。

個人向けの相談窓口につきましては、社会福祉協議会と3月、4月、5月といろいろ協議をしてきましたが、思ったほど相談がきてないというのが社協としても実感としてあるという話を聞いておりました。個人向けの相談窓口につきましては、この基金の給付ということにつきましては社会福祉協議会が今窓口として対応してもら

っておりますけども、健康福祉センターかわせみの中で健康福祉課も連動しながら、しっかり住民の皆さんに寄り添って相談をお受けしていこうということで話をしております。今後につきましては主に、税とか使用料、水道料金も含めて住民の皆さんの収入減による減免対応ということが考えられますので、これにつきましてはそれぞれの課、どこの課が受付窓口になってもその課において、他にも税とか水道料金とかこれも減免対象になりますので、役場の内部でしっかりと処理をさせていただきますということが対応できるように、しっかりと体制をとっていきたいというふうに考えております。現時点ではそのような体制でですね、住民の皆さんの相談にしっかりとお答えをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

次にですね、この対策の事業の中に交付金を活用した事業、感染症対応地方創生臨時交付金事業というふうなことでいくつかメニューがございます。4つの大きい柱にそれぞれ枝分かれしたメニューがある訳なんですけど、ひとつ、強靱な経営構造の構造・構築というふうな柱の中に学校関連、GIGAスクールの関係のメニューがございます。そこに電子黒板の整備事業というふうなものが入っております。今後、後にもちょっと質問をさせていただきたいんですが、さまざまな環境の変化でやはりネットによる在宅での教育であったりとか、IT機器を活用した教育現場の活用というものは、ものすごく重要な柱になってこようかなというふうに思います。

この中の電子黒板の整備事業、どの小中学校でも必要というふうな観点からその導入を図っているということなんですけど、印刷ミスかなんかわかりませんけど、加茂の名前が入ってなかったというふうなことでですね、この電子黒板の授業について将来的に佐川町内の加茂を除く全ての小中学校に導入されていくということでございますが、加茂はちょっと待ちよってねというふうなことなのか、今後、検討したいと考えているが今はちょっと載せてないよということなのか、ちょっとその詳細をお聞かせいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今年度の予算でも電子黒板、何台か購入ということで予算を取らせていただいております。加茂小中学

校におきましては、まだ各教室に1台ずつという配置はできておりません。これまでも、プロジェクター一体型のホワイトボード、電子黒板のように使えるものですね、それを導入したりもしてきましたが、今回GIGAスクールで端末の購入の整備につきましては補正予算で組むということで提案をさせていただく予定になっておりますが、電子黒板につきましてはまだ学校組合のほうから具体的にこういう形でお願いしたいという話があがってきておりません。いずれにしても日高村さんとも協議をしたうえで、決定をしていくことになっていきますけども要望がありましたら同じように対応していきたいというふうに考えております。特に順番を付けているということではございませんので了承いただきたいというふうに思います。以上です。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。次にですね、この事業の中で、社会福祉協議会の補助で実施される「コロナに負けん！チーム佐川支え合い基金」このことについてもう少しお尋ねをしたいと思います。

この基金は佐川町からの拠出金3千万円と、町民の善意の寄附により運営されると伺っております。国、県の制度からこぼれ落ちる皆さんへの支援はこの時代の事業者にとって大きな力につながります。しかし、事業者の皆さんからの要望に応えるだけの基金額を満たすことができるのか心配をしております。佐川町独自で行う事業の趣旨には賛同いたしますが、基金額が不足する場合には、町民の皆さんからの善意の寄附に頼ることなく、行政の支援をしっかりと行うべきだと考えますが、いかがでございましょうか。

また、町3役の皆さんは、5月臨時議会において給与の減額条例を提案し可決されました。町民の痛みを共有する善意のお気持ちからだと考えますが、組織のトップが行う行為は部下への影響が心配されます。基金への寄附については個人の善意から生まれるものです。役場職員、関係機関の職員に押しつけにならないように十分配慮をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今後、第2弾、第3弾の支援をしていく、また、もしかするとまたコロナの感染拡大の第2波ということも想定をされております。基金の額がこれじゃ足りないということになりましたら、町から補助金として追加の補助をしたいという

ふうにご考えております。

また、5月の臨時議会におきまして、私を含め3役減給ということで措置をとらせていただきましたが、これに伴って役場の職員に寄附を強制するということは全くございません。善意でそれぞれの判断で寄附をしていただけるということであればまた寄附をしてくださいという、あくまでも善意で考えておりますのでご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

次に、日本国内でコロナウイルスの発症者が出なくなった県や地域があることから、国民一人一人の気の緩みや緊急事態宣言解除後の解放感から、県を超えた人の流れ、季節的に気温の下がる冬から、秋から冬場にかけて、新たな発症が心配されているコロナウイルス第2波への備えについてお尋ねをいたします。

第1波では一般家庭でのマスクや消毒液が不足したことからドラッグストアで行列ができたり、物品が高騰したりとさまざまな影響がございました。医療機関ではコロナウィルス感染者の治療に必要な、防護服やフェイスシールド、サーモグラフィー、人工呼吸器やPCR検査機材、それに伴う医療人材など、想定を超える社会環境の中で、これらの確保が難しい状況がみられました。経済活動を支える対策も重要ですが、第2波が起こってしまうと、これまで同様に人の流れが抑制され、経済活動にブレーキがかかる状況は否めません。まずは第2波を予防する対策をしっかりと行う必要があります。国が示す新しい生活様式を、町民の皆さんに浸透定着させる取り組みも、感染防止する観点から早期に行う必要があります。第1波を教訓として第2波に備えるため、行政機関や医療機関の備えと対策についてお尋ねをいたします。第1波での取り組みを踏まえて、第2波への対策についてお答えをいただきたいと思います。

まず行政機関のほうといたしまして、複数の議員さんからも指摘がございました避難所、備蓄、人が密集しない仕組み、今後どのように考えているのか、医療機関におきましては第1波での取り組み内容、感染者対策であったり、院内感染の防止マニュアルであったり、それからこの中央西福祉保健所のほうで発症いたしました、経過の中で、病院で行ったPCR検査の内容、それから中央福祉保健所管内、特に仁淀川流域では佐川町の高北病院、いのの仁淀病院、それから土佐市の土佐市民病院とこの3つの公的病院が連携をとり

ながら進んでいるというふうなことも伺っておりますので、その辺も踏まえてですね、第2波にどのように備えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。私のほうからは今御質問のあった避難所の関係で御説明のほうさせていただきます。避難所の関係につきましては松浦議員の一般質問のほうでも回答させていただきましたので、ちょっと重複する部分がございますことをご了承いただきたいと思います。

災害時の拠点避難所での感染防止対策、拠点避難所、現在、佐川町 11 カ所ございます。それプラス役場を入れて 12 カ所ということで考えております。この感染防止対策としまして、マスク、アルコール消毒、使い捨て手袋の備蓄に合わせまして、非接触型の体温計の購入のほう、計画しております。これにつきましては本議会に提出させていただいております、一般会計の補正予算のほうに、新型コロナ対策費といたしまして、予算のほう計上させていただいております。

あと、避難所の密接の分につきましては政府のほうで 29 日に防災基本計画を改定したというのが新聞記事も載っております。これらを踏まえますと、密集を避けるには避難所の増設が有効でというような記事等ございます。松浦議員の御質問の際にもお話をいたしましたけれど、佐川町の場合、拠点避難所の他に緊急避難場所というものがある 82 カ所ございますので、拠点避難所のほうで密集するというような事態がありましたら、そちらのほうを活用するというような方法を今後考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えいたします。午前中に橋元議員への答弁の中でもお答えいたしましたことですが、高北病院で実施できました内容につきましては、まずは帰国者、接触者外来を設置したということがあります。これは県保健所からの要請で 3 月 2 日に設置したところでは、高北病院では平日の午後 3 時から午後 5 時に診察・検査を行っております。それから、これも県保健所のほうから要請があって実施したものでございますが、3 月 6 日から濃厚接触者の PCR 検査を行ってまいりました。それから、これは高北病院独自で県のほ

うに申請して許可を得て実施してきたものでございますが、4月15日から5月29日まで、院内感染防止策として、病院玄関横にテントを用意して発熱外来診察室を設置してまいりました。

これで共通するところは、必要な方にはPCR検査をするということでございますが、全て合わせまして高北病院では約60人の方にPCR検査を実施しているところであります。第2波につきましても橋元議員への答弁でお答えしたところでございますが、今、申しましたような内容を再度実施していかなければならないと考えております。その中で発熱外来診察室におきましては、交付金を活用しまして医療用テント、ポータブルレントゲン機器、電子カルテ、端末等こういったものを導入する計画でございます。以上でございます。

それと、仁淀病院、土佐市民病院との連携でございますが、今それぞれ申しました時期を同じくして中央西福祉保健所のほうから指導もあり、また、発熱外来等につきましても3病院で協議、調整しましてそれぞれ立ち上げております。これにつきまして3つとも中央西福祉保健所の指導の下に、仁淀病院、土佐市民と協議会連携患者紹介とかいうことをやっていきながら実施してきたところでございます。第2波云々がございましてこういった連携は当然必要でありますし、継続していきたいと考えております。

4番（下川芳樹君）

ありがとうございます。あと福祉関連なんですが、第1波で、先ほど申し上げたようななかなか声が届きにくい皆さん、それから以前より集中して目をかけて巡回をしたりとか面談をしたりとかそういう形で支えあっていた弱者の皆さんについて、今後どういうふうな形で支えていく考えなのか、そのあたりも少しお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。福祉関係ということでございますけれど、例えば、高齢者の方々であるとか、障害がある子供さんとかを見られている家庭であるとか、そういった方々につきましても健康福祉課とあと社会福祉協議会、社会福祉協議会の中には民生委員さんの活動もございます。そういった活動、それから保健師とかの訪問、そういったところを重点にしてそれぞれが訪問なり、電話なりということによって支えていくということをひとつ考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

前段でも申しましたようになかなかその3密とかそういう環境の中で、現実、3月、4月、5月の間、さまざまな公共的な会議が先送りになったり中止になったり、またいろいろな面談の機会を必要とする地域の下支えの部分でも、なかなか面接ができないとか直接当事者と会えないとかそういう問題もございました。なかなか密接するという状況の中でどういうふうな配慮をしながらそれを支えていくのか、特に第1波で十分に手が届いていればその方法をそのまま続けてやっていけばいいんですが、第1波でなかなかちょっと会う機会が減ったよとか、支援する機会が減った、それがコロナの要因ですね、なかなか直接会うことが出来ないというふうなことであるならばそれを解決するための第2波の備えとして、お考えがあるなら少しお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。第1波の中でなかなか面談、面接ができないということが確かにあったと思います。その中ではやはり電話であるとかということに対応させていただいておりました。例えば、あったかふれあいセンターの中でもですね、これは面談ということでもないかも知れませんが、一定の飛沫対策、そういったものをさせていただきながら、集いを再開したり、その中でいろいろ高齢者との話を高齢者同士が交流をしたりですね、必要に応じてスタッフが訪問をしたりということをしてさせていただいております。そういったことを含めて第2波のほうへ出来る範囲で支援をさせていただきたいと思います。

4 番（下川芳樹君）

わかりました。十分な手立てをよろしくお願いをしたいと思います。次に、町内の小中学校の学業への影響と今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

コロナウイルス対策により、町内の小中学校は春休みを挟んで2度の臨時休業となりました。新入学生や受験を控えた最高学年の児童生徒たちは正常な授業が出来ないことへの不安や、学業に対する焦りなども見受けられます。国は9月入学生の検討を進めておりましたが、さまざまな問題で断念することとなっております。また、夏休み期間を短縮して授業時間を確保するとの考えもあるようです。これまでの、学校を取り巻くさまざまな状況の中で、町内の小中学

校では学業にどのような影響が出た、このことについてはですね、先に複数の議員さんからの質問もございました。状況についてはよく認識ができました。今後の対策についてですね、それを踏まえた今後の対策について、これも複数の議員さんにお答えをされたと思いますが、具体的に休み期間、今後発生するであろう夏休みであったり冬休みであったり、こういうものが具体的にどういうふうに短縮されるのか、もし短縮されるようなことがあるならばですね、そのあたりを少し踏み込んでお聞かせいただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

学校のことについての御質問にお答えをいたします。先日来、答弁の中で申し上げておりますけれども、学校につきましては再開後、特に大きな状況の変化はございません。ただ、中1の生徒が中学生に適応するのにちょっと手間がかかってますねというようなことがあつてますので、目立たなくてもやはり子供たちの内面の部分で配慮していかななくてはいけない部分ていうのは随分あると思います。そのあたりを丁寧に対応しながら、スクールカウンセラーも実は今年から教育研究所から出てますので、全校の状態が研究所で把握できるんです。そういうところも配慮しながらやっていきます。

授業の遅れにつきましては、過度な負担を及ぼすと結局は効き目がなくなりますので、その授業できなかった15日の分を夏休みの間に13日短縮をする。あと行事を精選したり簡素化したりというような工夫をしていきます。それでなお、これでまたコロナということになりますとですね、冬休みの冬期休業に入る期間を遅らしたり、正月明けを早くしたりというようなことになってきますけれども、やはり子供たちはそれぞれのリズムの中で生活してますので、できるだけ大きな変化をきたさないようにしなくてはならないと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

今後、第2波が訪れるという可能性は非常に大きいと考えます。その際ですね、全国的な一斉休業ということが、第1波の中では行われましたが、第2波発生時にはですね、一斉休校、この効果について疑問視される新聞記事も出ております。それぞれの地域性に合わせてですね、開けるところをしっかりと開く、休まなければならない環境になれば、ある程度期間をとってしっかりと休業をするというふうなメリハリもつけていかなければならないと思います。そう

いう中で第2波の影響、例えば休業しなくても済む方法の1つとして、オンラインで行う在宅でのリモート学習、こういうものはぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。この件についても複数の議員さんから御質問が上がっておりました。やはり、そういう部分については皆さん同じようなお考えで対応していただきたいというふうに考えていると思います。

また、一般の生徒さんだけでなく、コロナの影響で、障害をもった子供さん、特に学校が休業でなくですね、一般の生徒さんが授業に参加できる環境となってもやはりコロナの影響が身体、命に著しく及ぶようなそういう学童生徒さんにとってはですね、在宅で学習が補償されるというふうなことは、ものすごく力強いそういう環境になろうかというふうに思います。早急にネットワークの環境、これは通信費の配慮も踏まえたうえでですね、行政でしっかり整えていき、在宅で安心して学ぶことができる環境整備をこれからの時代には不可欠だというふうに考えますので、ぜひ行ってみてはいかがでしょうか。

国から折角入ってくるGIGAスクールの補助金、こういう補助金をですね、もう一歩前へ進めて取り組みを前進させていただきたい。これは学習だけではなくてですね、やはりこういう機会の中では、議会で出ておりましたネットワークによる議場中継をしてみたりとかですね、それからいろいろな会議についてもですね、直接密集状態を作らずにネットワークの中で会議を進めていく、今後ますますそういう必要性があるかと思います。ぜひですね、学校現場から、まず第一歩を進めていただきたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

コロナになるということをまるっきり予測はしてなかったんですが、昨年来このICT環境の整備を進めようということを議会のご理解もいただいてやっております、これもっと早くやるべきだったかなということも痛感しております。

今年、実際に教員の研修をですね、秋田とか東京とかいうところからおいでる講師の先生にというのを実際この4、5、6できませんので、遠隔でシステムを使って会議をやりますとですね、これなかなか効き目があるなという印象でした。こういうことを考えましても、このネット環境を強化してやっていくというのは非常に有効

であるかなと思っております。ただし、そういうことでGIGAスクール事業について今年度1人1台の情報端末の整備と、各学校のWi-Fi環境の整備と、通信速度の強化などICTの環境の整備を進めていこう、ということをお願いをしておりますが、ひとつの障害もございまして端末機器を家庭に持ち帰ることにつきましては、県の教育ネットを使用させていただくんですけれども、これが学校の端末を家庭のネット環境で使用するとセキュリティの確保があって今のところ原則禁止をされているという状況があります。今回の緊急事態もありますので、こういったところの対応も県のほうも柔軟になりつつありますので、そのあたりは今後、県にも要請し、協議もお願いしながら検討して参りたいと思います。

障害のある子供さんについてもこれ非常によろしゅうございまして、病弱学級というのがありますけれども、例えば、心臓に障害のある子供さんなどの場合に、ウイルス感染になると非常に困る状態になるんですけれども、これをこの方法を使ったりするとですね、直接授業するところまではいかななくても、かなり補える部分があると思います。こういうこともありますので、GIGAスクールの補助金をしっかり使わせていただいて、環境整備に努めていきたいと思っております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

ぜひですね、もう一步というところをしっかりと、県の皆さんの考え方もあろうかと思いますが、ぜひ前向きに進めていただけますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、5点目の質問です。地域の除草作業や、道路、水路等施設の維持管理における今後の取り組みについてお尋ねをいたします。町内各地で毎年のように除草作業や道路・水路などの清掃を兼ねた維持管理作業が町民の皆さんの協力で行われております。これらの作業のおかげで、地域の景観や環境が保たれ、生まれ育ったふるさとの美しい景色が守られてまいりました。しかし、近年はこれらの作業を担う、中心的な役割を果たしてきた農業者の参加が危ぶまれています。エリアを定めた中山間地域等直接支払制度や、農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金などを活用した地域でも、農業者の高齢化と減少により耕作のための用水路や排水路、農道の維持管理にも参加者の減少が目立ち始めております。参加者が多いときには2時間程度で終わっていた作業も、少人数から作業時

間が多くかかり、通常の農作業への影響が出てきているとも聞いております。昭和世代の農業は稲作や露地野菜を中心とする農地集約型の経営農家が多く見られましたが、現在、若い世代の新規就農者は施設園芸を中心とする農業に転換しており、日々の農作業に余裕を作れない状況にあります。自治会をあげての一斉清掃、草刈り作業も地域全体の高齢化により、農業者以外の参加者も減少傾向にあります。若い世代の他産業に従事している皆さんにも積極的に参加していただく方法を考えていかないと、高齢者だけではふるさとの景観を守ることはできません。

そこで初めに現在行われているこれらの作業状況と、これらの作業を支える行政の支援施策についてお伺いをいたします。農業者のみで行う作業と自治会主体で行う作業がありますが、それぞれについて実務日当の有無も含めてお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

下川議員の質問にお答えさせていただきます。事業等を活用した農道や水路などの農業施設の維持管理についてお答えをさせていただきます。佐川町では農業・農地の保全と営農継続のための集落組織ごとに維持・保全活動を共同で行う組織に対しまして、国の交付金制度を活用して交付金を交付します、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度、2つの事業を行っております。これらの事業につきましましては、農道水路の草刈りや泥あげなどの農業用施設の維持管理活動や、集落の景観作物の作付など、多面的機能を増進する活動に活用することができる事業となっております。この事業におきましては、農業者である耕作者や農地の地権者が主に活動しておりますが、組織によりましては自治会や学校など地域住民と連携した活動をされている組織もございます。農業者の高齢化や担い手不足などによりまして、個人での農地保全や維持管理が非常に難しくなっていることから、引き続きこの事業を活用して、今まで活用してない地域におきましてもこういった事業の活用に向けて取り組みをどんどん進めていきたいと思っております。

なお、中山間地域直接支払制度につきましましては10カ所、10の地域に付けて協定をいたしております。多面的機能支払制度については11の組織に対して交付をしております。以上でございます。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

下川議員の御質問にお答えします。各自治会で行っている道作り

に對しまして、佐川町から皆さんの自治会に補助をしているということとはございません。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

自治会への補助はないというふうなことで、自治会については全て無償のボランティアで皆さんが集まって、草刈りなり清掃作業を行っているというふうなことです。農業関係では中山間、それから多面的機能を活用してその補助金に、交付金に基づいて農業者を中心に作業をしているが、組織の中には地域住民と連携をしながら、共同作業をしているエリアもあるというふうな御説明でした。この、国からの交付金事業以外でですね、県とか町が地域の草刈り、維持管理に補助金を出している、そういう事業はございますか。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。直接、下川議員の御質問の回答になるかどうかわかりませんが、建設課で所管している事業で町道維持地域委託というのがあります。これが、本年度は9カ所で予算額は222万5千円。内容が主に町道の除草作業になりまして、刈払いから集積、運搬、処分が基本的な作業となっております。これは現在まで業者に委託していた作業のうち、地元で維持可能なものを委託させていただいております。清掃箇所によってはですね、地元で作業する人がいない、危険が伴う場合もあってそういうできない箇所もありますが、危険なところを除いて9カ所地域委託をしております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。県のほうでも県河川の草刈り、除草作業等を自治会のほうで受けてやられているようなところもあるというふうなことも伺っております。補助金があつてですね、ある程度参加された方にその報酬が支払われるというふうなことは確かに素晴らしいんですが、そこまで自治会はボランティアで無償で皆に集まって、草刈りをしていただいている。なおかつ、それに上乘せをした賃金を支払ってその地域の環境を守っているというふうな状況があるんですが、近年本当にこの作業、景観維持が難しくなっております。執務日当がいくらか出ます。出ますが、それでも参加できない人がいます。地域の絶対人数がこれは作業する絶対人数ですが、こういう方が減少する中で新たな参加者を募る必要があると考えます。他産業者の皆さんは農家と違って自宅に草刈り機を持ったりとか、

そういう地域の作業一つ一つが直接自分の収益につながってくるといふようなことではないんで、なかなかその関わりづらい部分があるかと思いますが、もう今後、本当に5年10年です、本当に景観が草まみれになってしまうんじゃないかというふうに心配されます。ぜひ、まだ地域の皆さんが草刈り作業を継続している期間内にですね、草刈り機の講習会であったり草刈り機のレンタル制度を作る。また参加しやすい柔軟な作業日の設定を行うなどしてですね、多くの地域の若い世代の他産業の皆さんに参加していただける方法を検討すべきだと思います。

この前ですね、道の駅の会がございました。あそこで、今後検討もされるでありましょうが、交流広場など大きい多面の面積で、人が集える場所も町内にはたくさんあります。そういう場所です、草刈りの講習会をやったり、その講習会の中で周辺の草刈りを一緒に行う、維持管理活動がともにできる、それがひとつの契機になって、自分のふるさとのほうについてもですね、地域の皆さんと一緒に草刈り作業に取り組んでいける、そういう環境作りをですね、ぜひ仕掛けていただきたい。そういう提案をしていただきたい。

また、前段の話で多面の中で地域の住民の皆さんと連携をしてる組織もあるというふうなことでしたので、集落活動センター等通じて農業者以外の皆さんに積極的なそういう働きかけも合わせてしていただきたい。このような取り組みを提案いたしますが、いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

下川議員の御質問にお答えします。下川議員のおっしゃるとおり、地域の清掃、除草、道作りなどの活動が集落の当然施設の長寿命化、それから住民の皆さんの安全につながっていると。また、景観の維持となる重要な活動だと考えております。議員が心配されているとおり、このような活動の継続が今後ますます難しくなっていくと思われそうですが、自治会ごとに地理的な条件、それから面積、年齢構成、さまざま違うように状況に違いがあると思われれます。チーム佐川推進課としましては、地域の皆さんに寄り添うために、地域住民の皆さんの主体的な活動、それから取り組みを支援をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

主体的な取り組みを支援していくということで、主体的な取り組

みの仕掛けってというのは、地元から湧き上がっていかんとなかなかできんというふうなことでしょうか。それとも主体的な取り組みについても、やはり行政のほうである程度旗を振ってですね、そういう地域の環境であったり考え方の啓発であったりそういう部分について行政のほうからやはりお力添えをいただければという、そういう流れの中で地域と一緒にその取り組みが進み、それについて支援をしていただければというふうなところなのか、そこら辺もう一回明確にお知らせください。

チーム佐川推進課長（田村正和君）

お答えします。下川議員のおっしゃられる主体的な活動ということ、もちろんチーム佐川推進課でございますのでチームで皆さんと考えるということは非常に重要であると考えておりますので、下川議員含め皆さんとお話をさせてもらって、主体的な活動、それから取り組みにつながるようなことは考えていきたいと考えております。以上です。

4 番（下川芳樹君）

ぜひ、この取り組みについても地域と一緒に考えていかなければならない。なかなかその地域の自治会であったり、地域の活動組織であったりがそのまま投げ込んでもキャッチボールが返ってこないというケースも多々あります。なんとかそういう意識を町内で醸成していく活動については町としてしっかり取り組んでいただきたいというふうに申し添えます。

質問の最後にですね、日々多忙な通常業務に加えてですね、今日コロナウイルス対策であったり、県の産業廃棄物関連業務、このような業務にご尽力いただいている執行部を初め、町職員の皆さんに心からお礼と感謝を申し上げます。今後ですね、大変厳しい時期がまだまだ続くと思いますが、本当にお互いの支え合い、助け合いの気持ちがですね、組織をしっかり維持して前向きの力につながっていくと思いますので、一人一人が本当に周りの人間の思い合って、助け合いながら頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、これをもって私の質問を終わります。どうも、ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、4 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

引き続き、2 番、宮崎知恵子君の発言を許します。

2 番（宮崎知恵子君）

2 番議員、宮崎知恵子でございます。先日からの議員の皆様の、本当に地域に根付いた活動であり、寄り添った質問に対し本当に胸が痛むほど自分がどれだけ町政に対しても真摯に向き合ってなかったかなということ、この場を借りまして申し訳なく思っております。これからは私も頑張って地域に寄り添う議員としてやっていきたいなど、改めまして決意をさせていただきました。

今回では、質問が重なる部分が多々あると思いますので、簡潔にお答えいただけたらと思います。

まず、中国で発生した新型コロナウイルスによる経済活動が低迷しておりますが、町として取り組みをお伺いをいたしたいと思えます。地方債、地方交付税をどのように活用しているかをお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業に地方債のほうを活用する予定はございません。地方交付税を含めた一般財源でというお答えをさせていただきます。地方交付税を含めた一般財源で対応を予定している経費につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策による、町民プールの休業要請に伴う営業補償といたしまして、5 月に開催されました臨時議会での補正予算と今定例会の補正予算の額合わせまして、532 万 9 千円を予算計上しております。臨時交付金の分につきましては、一般質問等、予算の説明等でお話ししたとおり、コロナウィルス感染の関係につきましましては、臨時交付金のほうを今のところ活用しております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

なお、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の額はどれくらいあり、具体的にはどのように活用しておいででしょうか。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。地方創生臨時交付金につきましては、国のほうから示されました第 1 次分の交付限度額は 9,528 万 1 千円となっております。そのうち 6,944 万 5 千円を今回の一般会計の補正予算のほうにおきまして、歳入歳出予算のほうに計上させていただいております。残りの 2,583 万 6 千円につきましては、今後の補正予

算におきまして、必要とされる事業に充当し、活用していく予定となっております。以上でございます。

あ、主な事業もですかね。

失礼いたしました。なお、主な活用事業につきましては、所得が減少しました事業者および世帯への経済的支援を行うために、佐川町社会福祉協議会が創設しました「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」の原資のための費用として3千万円。子育て世帯への経済的支援を行うために、国が実施する事業に合わせまして、町が独自に給付するための「子育て世帯臨時特別給付金」に係る費用といたしまして1,400万円、「高知県休業等要請協力金」に係る費用といたしまして660万円、影響を受けた事業者が新規顧客や経営回復のために新たに取り組む事業を応援するための「新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金」に係る費用として200万円と主な活用事業につきましては以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。続きまして、新文化拠点施設や道の駅事業の見直しについての質問をいたします。

佐川町では、今後、新文化拠点施設や道の駅事業と大型事業が続きます。莫大な公費を投入し、建設を予定していると思いますが、建設後、赤字運営に対し、公費負担をすることがあってはいけないと思います。他の自治体、近くでは日高村とか津野町、須崎市でも概に取り組んでおりますが、国が推奨している官民連携事業PFIプロジェクトに佐川町で事業を行っている方々に対し、寄り添うような事業内容の学びを取り入れてはどうかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。宮崎議員の御質問お答えさせていただきます。PFIの取り組みにつきましては、道の駅の事業につきまして、金融機関の方とも相談をしておりますね、一度、どのような形があるのかということの意見を聴取したこともあります。ただ、このとき金融機関の方からですね、お答えとしては事業規模に関してですね、少し魅力的ではないと。場所的なものも含めて、なかなか手を挙げてくれる事業体がないのではないかと思います。アドバイスもいただいております。また、今回、佐川町が計画をしております道の駅の事業につきましては、地域の生産者の皆さん

を支援する、バックアップする、皆さんの所得を少しでも上げるという部分、その他も合わせて情報発信等ですね、公的な部分、利益を上げない事業、取り組みについてもしっかりと担っていく必要があるというふうに思っております。これは佐川町全体が所得向上につながる、浮揚するためには一定必要な部分だというふうに考えております。道の駅の事業につきまして、P F I 事業でやる場合にですね、なかなかうまくいかないという場合に途中で事業をやめるといことも考えられますので、佐川町としましては、今回、道の駅につきましてはP F I は採用しないということで今決めております。

また、新文化拠点のほうにつきましては、収益事業ということではございません。全国的には図書館と商業施設が一体となった施設についてP F I を採用しているという事業もございますが、今回は国の補助金ですとか、県の補助金ですとかいろいろいただける補助金もございます。また、規模も佐川町の場合は他のP F I 事業をやられている文化施設と違いまして、規模も小そうございますので、今回の新文化拠点につきましてもP F I 事業は採用しないという方向で今検討を進めております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

御丁寧な答弁をありがとうございます。他の事業としても、また、取り入れられる部分があると思いますので、ぜひ、また検討をよろしく願いいたしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、新型コロナ収拾の兆しがみえない中、事業の見直しは必要だと思います。大型事業の取り組みに対し、建設反対の意見も聞くこともあります。例えば、道の駅の場合、町が整備しようとする道の駅がどのようなものなのか、情報が少ないため正しく理解できていない場合もあると思います。もっと積極的に情報を発信し、行政、議員、自治体を初めとする町民の方が同じイメージを持つことができるように、意思疎通をはかることが必要ではないかと思います。これに対しどのような施策があるかお答えいただけたらと思います。

産業振興課長（森田修弘君）

宮崎議員の御質問にお答えさせていただきます。道の駅につきましては、現在、基本計画を作成しておりまして、基本計画策定委員会で御意見をいただきながら、8月の完成を目指して作業しております。基本計画では道の駅を整備する目的、コンセプト、整備する

機能など、基本構想よりも具体的に掲載しております。完成後には議会でも直接説明させていただきまして、町民の皆様には広報や町ホームページを通じまして、積極的に情報発信をさせていただき、周知を図りたいと考えております。また、道の駅開設までには多くの町民の皆様に関わっていただけるように取り組みを進めたいと考えております。まず、商品開発のワークショップを今年7月からスタートさせます。このワークショップでは既存商品の磨き上げや、町内にあるいろいろな素材を生かした新商品の開発を目指しまして、生産者や地域の方に参加をいただき実施をする予定としております。このように、商品開発に限らず、さまざまなことで町民の方に参加していただける「皆で作る道の駅」を基本姿勢として取り組みをしていきます。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。私自身ももう少し、道の駅に関して勉強をさせていただきたいと思っております。

続きまして、新型コロナウイルスにより学校、休校の再開した子供たちの変化についてお伺いをいたしますが、先ほど来、議員の皆様から同じような質問がございましたので、簡潔にお答えいただけたらと思います。

教育長（濱田陽治君）

宮崎議員から、休校の影響による子供たちの、子供たちに対する休校の影響という御質問であったと思います。休校の影響ですね、家庭内暴力とかいじめとか不登校とか、こういうことが出るんじゃないかなというご心配があったのかもしれませんが、さて、休校の影響によります、先ほど申し上げましたような、家庭内暴力、いじめ、不登校といった報告は現時点では受けておりません。ただし、生活リズムや生活スタイルの変化など、休校やコロナ感染症拡大防止対策の影響で、子供たちに良くない変化として出ることも今後考えられますので、注視しながら対応しております。具体的には、今年から教育研究所に配置して各校で活動しているスクールカウンセラーの活用、佐川町地域支援ネットワークとの連携などについて、教育研究所を中心に各校と緊密に情報を共有しながら取り組んでおります。各校では子供理解の徹底と佐川未来学を中心とした授業の改善、学級経営の改善に取り組ましまして、いじめ、不登校等の事前防止に努めております。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。今回いろんな質問をさせていただきましたのは、実際に私も今議会ですごく思ったことは、皆様の議員の、他の皆様の質問とあまりにも真摯に向き合ってやっておりますので、自分がすごい劣等感があるんだなということを気がつからせていただきまして、昨年暮れよりインターネットにて授業を、実は受け始めてるんです。それで、そういうことがきっかけで、1名であったりとか、インターネットで授業を受ける子供さんを引き受けまして、今年に入ってからそういう行動をしております、そういう方はやっぱり、食事の面であったりとか腸の具合が悪かったりということもありまして、事前にそちらのほうからお金も先にいただきまして、食事の面から始まって、受けて取るという経過がございまして、この役場とか学校、図書館にインターネットとかW i - F iがあれば、そういうお子さんの実態を受け入れることができるんじゃないかなっていう、実体験として本日はここで質問をしたわけでございます。

また、今はテレワークなどで都市からの移住者っていうのも増えておりますので、この環境整備をいち早くしていただけたらと願っております。先般より、教育長のほうからも取り組むというお答えをいただきましたので、本当に嬉しく思っております。ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルスは免疫力が重要であり、今回子供たちの休校中におきまして、食生活の対策はなされたのかどうかお伺いいたします。

教育長（濱田陽治君）

休校中の子供たちの食生活に対する対策という点での御質問にお答えいたします。休業中の児童生徒の食生活につきましては、生活リズムや生活スタイルが乱れるのではないかという危惧から、学校給食を柔軟に実施できないかなという検討をいたしましたのですが、感染拡大が非常に厳しい状況にあったということ、それから実施数や衛生管理等の観点からやむを得ず実施をいたしませんでした。各学校では担任が家庭訪問を実施いたしまして、生活リズムや生活スタイルについて指導し、体調の観察をして必要な場合には地域支援ネットワークと連携して迅速に対応するようにしてはりましたが、幸いそのような事例は発生しませんでした。以上でございます。

2 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。一昔から、知性、知育、徳育、体育の前に食育ありと言われております。食の乱れが国の乱れとも言われております。先の一般質問でも長野県の真田町の例をあげましたけれども、地域の中高年の方々にも協力をしていただき、子育て教育の中に地方の郷土料理、そういう料理教室を開いてみてはどうかという提案をさせていただきたいのですが。

教育長（濱田陽治君）

誠に宮崎議員のおっしゃるとおりです。食の部分につきましてはですね、御家庭とか地域のお力をお借りしなくてはならないところです。佐川未来学のためにですね、教材を作るという取り組みの中で、食改といいますかね、食改善グループの皆さんにお願いをして、レシピですね、簡単にできる郷土の食材を使ったレシピを作っただいて、それを動画に撮ってというものを準備しております。そのような取り組みもしながらですね、啓発をしていきたいと思っています。なお、この今、佐川未来学で学校教育の姿を変えるということをやっていますけれども、これはふるさと力、人間力、未来想像力とこういきますけれど、ふるさと力や人間力の部分とも合わせましてですね、これが学校から地域に広がり、それから地域全体でしっかりした教育ができるような、文教のまちに再び、ちょっと語弊がありますね、文教のまちの姿をしっかり実現していきたいと思っています。以上です。

2 番（宮崎知恵子君）

よろしく願いいたします。今回の事態は数カ月で終わるわけではなく、過去の感染症の例から数年かかるとも言われております。感染症対策と給付金などの支援のみでは、国家危機を乗り越えることはできません。経済と社会に壊滅的な打撃をもたらす国家財政の破綻にもつながると思います。大事なことは新型コロナウイルスへの過度な恐怖心に打ち勝ち、感染症対策と経済の両方に向けて英知を結集し、取り組むことが大事だと考えます。町長におかれましても、町民の生命と財産を守るため、経済的にも社会的にも安心して暮らせる町づくりに向けて、有効な施策を振興、進めていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、2 番、宮崎知恵子君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告が出ました全ての一般質問を終わります。

日程第２、常任委員会審査報告についてを議題とします。

産業厚生常任委員長の報告をお願いします。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

それでは委員会報告させていただきます。

（以下「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」朗読）

以上報告いたします。

11 番（中村卓司君）

前回の報告書の委員長の説明に質問をせられんということになりましたんで、小訳を言うてからで説明をするという事になっちゃったと思いますが、いかがなものでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 4 時 18 分

再開 午後 4 時 19 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

それでは報告をし直します。この問題につきましては同じ陳情書が過去２回出ておりまして、２回とも採択で本会議で採択されてはおっております。その関係で全員このことから全員賛成ということで採択ということに決定をいたしました。以上です。

議長（岡村統正君）

受理番号１について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

全員賛成。

したがって、受理番号 1、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について採択することに決定しました。

本日の議会はこれもちまして終わります。

次の開会を 11 日の午前 9 時とします。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後 4 時 20 分

